

平成26年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成26年12月8日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸

税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第54号議案 平成26年度藍住町一般会計補正予算について
- 2) 第55号議案 平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について
- 3) 第56号議案 平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について
- 4) 第57号議案 藍住町国民健康保険条例の一部改正について
- 5) 第58号議案 藍住町災害対策本部条例の一部改正について
- 6) 第59号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7) 第60号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 8) 第61号議案 塵芥収集車の購入契約の締結について
- 9) 第62号議案 公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事請負契約の変更請負契約の締結について

以 下 余 白

佐野議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。師走に入り寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となりましたが、衆議院の解散による総選挙も始まっており、何かと慌ただしい時期となりました。本日、平成26年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず最初に、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてですが、先日の議会全員協議会で御報告申し上げましたとおり、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の設計等業務の委託先を決定いたしました。今後は、各種団体や関係機関の皆さま、また、関連する専門知識をお持ちの方などの御意見をお伺いしながら、構想を形あるものに作り上げてまいりたいと思います。まずは、必要な部屋や機能を整理しながら、基本設計の協議をしてまいりますが、利用者や関係者の皆さんの御意見をお伺いさせていただくとともに、議員各位の御意見、また、お力をお借りしたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、来年の藍住町町制施行60周年を記念しての藍住町マスコットキャラクターの作成についてですが、デザインの決定に引き続き、愛称の募集をいたしましたところ、町内外から178点の御応募をいただきました。選定委員会での審査の結果、ひらがなで「あいのすけ」と決定をいたしました。同じ名称での御応募をいただきました6名の方全員を優秀賞と決定して副賞をお渡しすることとし、6名の中でも、本町のまちづくりへの思いをよく理解された上に、命名理由を詳しく記載していただいた、宮城県仙台市の女性の方を最優秀賞と決定いたしました。

また、2番目に応募数の多かった「番頭さん」、「番頭はん」をキャラクターの職名として、利用させていただくことといたしました。かつて、阿波藍で栄えた藍住町の番頭はんの「あいのすけ」、来年の記念式典でお披露目させていただく予定ですが、藍住町民の先頭に立って、全国に藍住町をPRしてくれることを期待しております。なお、町制施行60周年におけるその他の記念事業については、現在、

各種の事業を計画中であります。その一つとして、官民協働による「藍住町くらしの便利帳」を発行することといたしました。役場における各種の手続きや制度の御説明に加え、公共施設の案内や医療機関の情報などのほか、地域住民の方が日常生活をする上で役立つ情報を満載した内容にしたいと考えております。この便利帳は、来年の記念式典後に全世帯への配布を考えており、便利帳発行に携わっていただく株式会社サイネックとは、11月18日に調印式を行ったところであります。作成費用については、冊子に掲載する広告料で賄い、町からは関係資料の提供のみで金銭的な負担はございません。なお、近くこの広告募集をさせていただく予定となっております。

また、10月に河北町60周年を記念する町民号が来町されました。みかん狩りや藍染体験を楽しまれてお帰りになられましたが、正副議長さんには、大変お世話になりました。本町も来年6月には、60周年を記念し、住民の方に参加していただき、河北町を訪問したいと考えておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

次に、総合計画についてであります。平成28年度から10年間を計画期間とする第5次藍住町総合計画の策定に着手をいたしました。まずは、町民の皆さまの御意見をお伺いすべく、町民アンケートの御協力をお願いしたいと考えております。アンケートについては、20歳以上の住民の方から無作為に2,000人の方を抽出して実施する抽出調査を12月に実施させていただくとともに、1月に基本事項の御意見をお伺いする全世帯調査と中学2年生全員の方にお伺いする中学生調査を実施する予定としております。来年3月までに、このアンケート結果についての分析を行い、平成27年度に、基本計画について御審議をいただく組織を設置し、計画案の策定をしていきたいと考えております。なお、この総合計画については、条例により議決案件といたしておりますので、計画案がまとまり次第、御審議を賜りたいと考えております。

次に、保育事業に関してであります。本町における保育サービスの利用希望者は近年急増しており、その対策として、今年8月に竣工した藍住ひまわり保育園の大規模改修工事による定員増や認可保育所の定員弾力化により定員を上回る子供を受け入れてまいりましたが、待機児童の全面解消には至っておりません。そこで、長年認可外保育所として運営実績のある藍住あおば保育園を、平成27年度から新

たに認可保育所とすることで調整を行っております。藍住あおば保育園は、0歳児から3歳児まで定員60名を予定しており、現在、徳島県知事に認可申請中であり、藍住あおば保育園への認可保育所の移行支援としましては、認可外保育施設運営支援事業及び認可化移行総合支援事業の補助金を今回の補正予算に計上しております。これは、保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす質を確保した認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助し、保育サービスの供給を増やすことにより、待機児童の解消を図るとともに、子供を安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とするものです。

また、子ども・子育て支援関係については、御承知のように平成27年度から新制度がスタートする予定となっており、本町では藍住町子ども・子育て会議において藍住町子ども・子育て事業計画の御審議をいただいているところです。来年早々にはパブリックコメントを実施し、2月頃に策定できるよう進めております。

次に、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてであります。第5期計画が平成26年度で終了することから、新たに計画を策定するものでございます。高齢化のピークを迎える団塊の世代が75歳以上になる平成37年度を見据えた施策を総合的かつ体系的に整理することで、更なる高齢化に十分対応できる計画にしたいと考えております。本計画の策定委員会につきましては、12月4日に第1回目の委員会を開催いたしました。今後は、ニーズ調査の分析や委員の皆さんの御意見を伺いながら、計画の具体的内容についての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢化に伴い認知症患者の増加が社会問題化していることや、依然として藍寿苑の入所待機者が多いことに加え、これまでも議会から御意見をいただいた特別養護老人ホームの整備充実については、この計画策定にあわせて慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の組織等に係る法律改正について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年6月20日に公布されました。この改正は、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化と迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものであります。具体的には、教育委員長を廃止し、教育委員会の代表者で

ある委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図るとともに、教育行政の第一義的な責任者を明確化するものであります。その任命についても、現在の制度では、教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命することとなっておりますが、新制度では、町長が議会の同意を得て、直接任命することとなります。

また、新たに町長と教育委員会により構成する総合教育会議が設置され、総合教育会議において、教育を行うための諸条件の整備等、重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行うこととなっております。町長は、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされております。なお、この法律改正は、来年4月1日から施行されることとなっておりますが、経過措置として、施行日に現に在職する教育長の任期中については、教育委員長の廃止及び新制度に基づく教育長の設置等、教育委員会の組織等に関する改正規定は、これを適用しないこととなっております。この法律改正に伴い、本町の関係条例についても改正等を行う必要があるため、今議会において、関係条例の整備に関する条例等を提案させていただいております。

次に、本年1月に国史跡指定への意見具申を行ってまいりました正貴寺跡についてであります。先般、10月6日付けで勝瑞城館跡として国史跡に追加指定となりましたので御報告をいたします。今後は、発掘調査を進め、この重要な遺跡を保存するとともに、土地の有効な活用についても計画をしてまいりたいと考えております。

次に、町民体育館の大会行事等について御報告と御案内をさせていただきたいと思っております。年明けの1月10日土曜日には、藍住町出身の松友美咲紀選手をお招きし、「バドミントンエキシビジョンマッチ」を開催いたします。松友選手は、藍住東小学校を卒業後、現在は日本ユニシス（株）に所属しており、バドミントン女子ダブルスでは、高橋礼華選手とのペアで現在、世界ランキング2位となっております。今年の10月、韓国で開催されたアジア大会においては、女子ダブルスで銀メダルを、女子団体で銅メダルを獲得される等、2016年のリオデジャネイロオリンピック出場とメダルの獲得が大いに期待されている選手であります。エキシビジョンマッチは、女子ダブルスの試合を予定しております。入場料は無料ですが、事前に往復はがきでの申し込みが必要となります。

また、翌週の1月17日土曜日と18日日曜日には、2014/2015 V (バレーボール)・チャレンジリーグ女子徳島大会が開催されます。入場料は、一般券が1,500円、高校生券が1,000円、中学生券が500円、小学生以下は無料となっておりますが、住民の方につきましては、事前に往復はがきでお申し込みをいただくと無料となります。本町はバレーボールを町技として指定しており、スポーツ少年団やママさんチームの方々が熱心に練習をされています。この機会に、多くの皆さんに御覧いただければと思っております。なお、11月に行われたバスケットボールのBjリーグ、WJBLリーグとも、多数の方々に御来場をいただきました。特に、町内外の小中高校生の皆さんが多数観戦されましたが、プロ選手の洗練されたプレーを目の当たりにして、多くの方がスポーツの素晴らしさを実感されたことと思っております。今後もこうした一流プレーヤーを招聘し、スポーツの振興を通じて、町民の健康増進につなげていきたいと考えているところでございます。

最後に、このほど町に対しまして、貴重な御寄付をいただいておりますので、御報告をいたしておきますとともに、感謝の意を表しておきたいと存じます。

まず、土地の寄付についてであります。藍住町の御出身で、現在は松茂町に在住の岡本賀久夫様から、藍住町内に所有しておられる東中富字西安永87番地1、公簿面積で714平方メートルの土地について、町で有効に利用していただきたいと御寄付をいただきました。

また、シミズ精工株式会社様からは、去る10月1日に会社創立45周年を迎えられた記念といたしまして、10万円の御寄付をいただきましたので、図書館の図書の実充に充ててまいります。これら、本町に対します御厚志に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、御趣旨を踏まえて有効に活用させていただきたいと存じます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

第54号議案、平成26年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出とも1億2,100万円を増額し、予算総額を99億9,800万円とするものであります。今回の補正予算では、人件費について、4月の人事異動や給与改定等に伴う各科目間の増減を全般にわたって調整いたしました。このほか、歳出補正の主な内

容は、民生費では、民間施設の認可保育所移行に係る補助金1,600万円を計上、衛生費では、予防費で、がん検診等の受診者増に伴う委託料300万円、子どもはぐくみ医療福祉費で、医療費の増による扶助費700万円、清掃総務費ではごみ袋の製造費400万円増額、西クリーンステーション管理費では、バグフィルター補修工事費に420万円を計上いたしました。

農林水産業費では、県の農地防災事業費が増額される見込みとなり、本町の負担金を900万円増額計上いたしました。

教育費では、中学校総務費で藍住東中学校の体育館の屋根葺替工事で3,220万円、給食総務費で、藍住中学校調理室の食器洗浄機の買い替えで567万円を計上いたしました。

歳入補正の主なものでは、収入見込みにより、普通交付税で1億8,323万8,000円、国庫支出金で1,037万5,000円、町債で3,580万円増額、また、基金からの繰入金については1億3,200万円を減額いたしました。

第55号議案、平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算については、歳入歳出とも6,000万円を増額し、予算総額を33億1,500万円とするものであります。補正内容は、歳出においては、一般管理費350万円、一般被保険者高額療養費2,500万円、退職被保険者等高額療養費330万円、葬祭費20万円、後期高齢者支援金2,800万円を増額するものであります。歳入においては、前期高齢者交付金3,194万9,000円、繰越金2,805万1,000円を増額するものであります。

第56号議案、平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算については、歳入歳出とも8,800万円を増額し、予算総額を22億5,600万円とするものであります。補正内容は、歳出においては、居宅介護サービス給付費6,121万円、償還金及び還付加算金1,041万3,000円、一般管理費1,637万7,000円を増額するものであります。

歳入においては、介護保険料336万9,000円、国庫支出金556万6,000円、支払基金交付金180万4,000円、県支出金278万4,000円、町繰入金278万4,000円、繰越金7,169万3,000円を増額するものであります。

第57号議案、藍住町国民健康保険条例の一部改正については、産科医療補償制

度の見直しに伴い健康保険法施行令が改正され、平成27年1月1日以降の出産育児一時金が39万円から40万4,000円に改定されたことから、本条例の一部改正を行うものであります。

第58号議案、藍住町災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の改正により、引用している法の条項番号が変更となったため本条例の一部改正を行うものであります。

第59号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び第60号議案、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本町の関係条例について、改正、廃止及び新たに制定する必要があるため提案するものであります。改正等の内容につきましては、法律改正によって、経過措置を設けた上で、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長が特別職として設置されるとともに、委員長及び一般職としての教育長が廃止されることに伴い、これらの者に関して規定されている関係条例の適用範囲等について、所用の整備を図るものであります。

第61号議案、塵芥収集車の購入契約の締結については、11月28日に西クリーンステーションの塵芥収集車購入の入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。内容を申し上げます。1、契約の目的、塵芥収集車の購入。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約の金額、577万8,000円うち、取引に係る消費税及び地方消費税額、42万8,000円。4、契約の相手方、住所、徳島市中吉野町2丁目13、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社、徳島支店、代表者、支店長、山上嘉弘。5、納期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から、平成27年3月31日までであります。

第62号議案、公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事請負契約の変更請負契約の締結については、工期の変更を行う必要があり、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであり

平成26年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成26年12月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

以下 余 白

円で40歳代の夫婦と子供2人の4人家族の場合、固定資産税なしで試算をいたしますと、平成25年度では阿波市が一番高く477,690円、一番低いのが那賀町の287,040円です。阿波市と那賀町では19万円の開きがあります。藍住町は14番目で353,200円。阿波市と比べると年間124,000円低く、那賀町より66,000円程度高い国保税です。自治体によって保険税の格差があるわけです。この格差をなくすことは単純にはできません。この点につきましても御答弁ください。

その次の問題です。第4次の藍住町総合計画について質問いたします。第4次藍住町総合計画の期間も後1年を残すところになりました。主要施策として掲げられている課題で、現在の達成状況はどのようになっているのか具体的な項目についてお伺いします。

1点目は、まちづくりへの町民の参画機会の拡充、システムづくりを行うとあります。町民参加のまちづくりは非常に大切です。目前に控えている町民会館の建設も多くの町民参加で、よりよいものが完成すると思います。町民がまちづくりに参画したシステムづくりについてお聞かせください。

2点目です。町内公共施設の利用時における交通弱者の移動手段を検討するとありますが、今までに検討してきた内容があればお聞かせください。「敬老のつどいが開かれています、年を取ったら自転車にも乗れないので参加できない。参加できない者には記念品もくれない。」と、お年寄りからはこんな苦情も聞きました。この点でも改善が必要だと思えます。

3点目です。3点目は民間住宅での太陽光発電などの普及を促進するとありますが、議会での質問後、具体化などについて検討はされたのかお伺いします。四国の再生エネルギーは買取制度導入後急増し、伊方原発1基分に相当する出力となっています。ところが四国電力は送電網の容量不足を理由に継続申込みに対する回答を保留し、自然エネルギーを大いに進めようと取組が進んでいる施策と大きな矛盾が生じています。だが10キロワット未満は今までどおり契約を継続するとしている今こそ、一般住宅への太陽光発電の設置を町独自の支援制度を作り進めるべきです。この点でも御答弁ください。

4点目です。有害排出物を低減するため公用車にエコカーの導入を推進しますとあるが、現在の状況と今後の計画について伺います。

その次は、公共下水道事業について質問いたします。

1点目は、下水道に接続したものの使用料が高いとの声や、加入を中止することができないのかなどを声をよく聞きますが、町はどのような対応をしていますかこの点でもお伺いします。

2点目です。下水道の第1期と同時期の合併浄化槽設置への公費負担額と設置件数を比較すれば、費用対効果が明らかになるのではないかと思います。この比較を明らかにしてください。御答弁ください。

3点目です。下水道施設を利用し、収集したし尿を流入し、処理をすることを検討すべきだと思います。せっかく莫大な税金を投入したにもかかわらず、下水道への加入者が少ないので下水道管を有効利用してもらいたいというふうに思います。御答弁ください。

4点目です。一つは町民会館などの建て替えに34億円など莫大な建設費用が必要としており、建設後は維持費が必要です。現在、町の起債、借金が約82億円もあります。元金返済と利子の負担が年間8億7,600万円です。このような財政状況の中で下水道事業を継続できる財源はありますか、この点について伺います。

二つ目です。県内で合併処理浄化槽を市町村設置型で行う三好市などの自治体もあります。市直営になると事務量が増えることから、これらの業務を一括してPFI方式で事業者へ委託する。整備の勧誘なども委託することから企業努力による経費削減や普及促進が期待できるとしています。合併浄化槽設置型であるならば財政節約になるので一度試算してほしいと思います。御答弁ください。答弁をいただいて再問をいたします。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

林議員さんの千間堀の冠水対策の進捗状況についてということで、御答弁をさせていただきます。

この件につきましては、本年3月議会で質問があり、別の角度、方法がないものかさらなる検討を行いたいという答弁をいたしました。千間堀は本町の流末からJR高徳線の線路西側を通り、徳島北高校南側を経て今切川に注いでおりますが、途中で県において排水ポンプ場を設置して、洪水時、今切川の水位の状況により強制排水を行っておりますが、今年の11号、19号台風では冠水をいたしました。つきましては、抜本的解決方法とはなりません、少しでも流れを早くするための浚

渌及び河畔に生い茂って流れを阻害している樹木等の伐採を行う予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 林議員さんの御質問の中で、国民健康保険について御答弁をさせていただきます。

まず最初に、国保運営の都道府県移管についての町の考え方はどの御質問にお答えさせていただきます。都道府県への移管については社会保障改革に関するプログラム法の中で、平成29年度をめどとすることが示されていますが、その具体的内容についてはまだ決まっていないのが現状です。徳島県においても市町村との意見交換を実施し、現在、国と協議を行っています。町といたしましては、今後の国及び県の動向を注視しながら、国保被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるように取り組んでまいりたいと考えています。

次に、都道府県移管後の国保税についてお答えしたいと思います。都道府県移管後の国保税についても現時点で確定されたものはございませんが、つい先日の10月29日に開催された社会保障審議会の中で厚生労働省が示した案では、移管後も現行どおり一律としないものでした。具体的には保険税は市町村に分賦金として割り当てられ、市町村はそれを基に保険税を徴収し都道府県に納める。また、市町村が医療費を削減したり、保険税の納付率が都道府県が立てた目標より高ければ、一人当たりの保険税を引き下げることができるという内容でした。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長 林議員さんの第4次総合計画に関する御質問のうち、まちづくりへの町民の参画機会の拡充、システムづくりについて御答弁をさせていただきます。

御質問のまちづくりへの町民の参画機会の拡充、そのシステムづくりに関する施策については、総合計画の中で産官民学の協働による町政の推進に向けて、情報公開や広報活動の充実、公聴機能の充実、さらには計画策定等における町民の参画機会の拡充など、町民に開かれた町政を推進するという、基本方針を実現するための主要施策の一つとして掲げているものであります。この基本方針のうち、情報公開や広報活動の充実については、情報公開条例に基づく行政情報の開示を行うとともに

に、町広報紙で同条例の運用状況の公表や、財政事情その他藍住町の行政情報の発信に努め、また、町ホームページでもできるだけリアルタイムに同様の情報を公開しています。広報の在り方については、マスメディアに携わる方をメンバーとした広報連絡協議会を開催し、御意見をいただくとともに連携を図っています。公聴活動の充実については、町長への手紙用の封筒を町内主要施設に配置するとともに、近年では電子メールによる御質問や御意見も多くお受けしており、関係課において御意見の内容を行政事務に反映できるよう努めています。御質問のまちづくりへの町民の参画機会の拡充については、平成19年4月1日にパブリックコメント制度を施行いたしました。パブリックコメント制度については、各行政分野における基本計画の策定や、町民の皆さんに義務を課したり権利を制限する条例の制定などについて、広く町民や関係者の皆さんに御意見をお伺いするものです。パブリックコメント実施の際には、町広報紙にも実施の旨を掲載し、パブリックコメントを実施している旨をお知らせして御意見をいただけるよう努めています。また、各種計画等の策定時には策定委員会や審議会などを設置して、御審議をいただくことが通常となっておりますが、この際にも外部委員を選任して各方面からの御意見をいただくよう努めており、パブリックコメント制度と併せて、いずれかの段階で町民の皆さんや関係者の方の御意見が反映できるようにいたしております。行政情報を広く公開し、産官民学の協働によりまちづくりを推進していくことが今日の基本であると考えております。今後ともよりよい協働の方法、まちづくりの方法を考え、実践してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは私のほうから第4次総合計画にかかりますうちの交通弱者の移動手段の検討、それと公用車のエコカーの導入の2点につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず一つ、公共施設利用時における交通弱者の移動手段についてでございますが、福祉関係におきましては、老人福祉センター藍翠苑へのタクシー利用への助成を行っており、また、障がい福祉や介護施策で特定の要件のある方につきましては、移動支援や介護タクシーの制度がございます。その他の移動手段として、これは他市町村の例でございますが、乗り合いタクシーやコミュニティバスの運行例があり、本町でも巡回バスやコミュニティバスの運行について考えましたが、他町の例や運

行経費の面などから、難しいと判断をいたしております。以前に、議会で巡回バスや、また、コミュニティバスにつきまして、御質問をいただいたことがございます。その時にも同様の趣旨で難しいとの答弁をさせていただいておるところでございます。今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。なお、直接的な町内公共施設利用対策ではございませんが、路線バスの維持について、県内の路線バスは赤字のため事業縮小が行われており、町内を運行、経由する路線の廃止も示される中、生活路線の維持のため町が追加補助をし、存続をしていただいております。

続きまして、公用車エコカーの導入につきましてでございますが、庁舎関係につきましては現在19台公用車を保有しておりますが、そのうちハイブリッド車を現在2台保有をいたしております。また、燃費が良く維持費が少ないことから軽自動車を10台保有しており、買い換え時には低燃費、低排出ガス対応車を購入するようにいたしております。今後も買い換え時に併せて、ハイブリッド車や低燃費、低排出ガス対応車などのエコカーを導入してまいりたいと考えております。また、将来的には費用面や維持管理面もございしますが、電気自動車や燃料電池車の導入も検討してまいりたいと考えております。他の施設につきまして、特殊車両等もございしますが、それも同様にできるだけ低排出ガスの対応車ということで取り組んでまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長 それでは私のほうから林議員さんの第4次藍住町総合計画の御質問のうち、民間住宅での太陽光発電関係につきまして御答弁をさせていただきます。

一般家庭用の太陽光発電設備に対する普及を促進するための補助制度の創設については、予算編成時に財政状況を見ながら検討をしておりましたが、本年10月に四国電力を含む大手電力会社5社より、電力の安定供給に支障が生じるおそれがあるため、再生可能エネルギー発電の接続を保留する、ただし、住宅用など10キロワット未満の太陽光発電設備については、当面の間は従来どおりの取扱いを継続しますとの発表がありました。これを受けて経済産業省は、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しを検討しております。このことから、一般住宅の太陽光発電の補助については、国や電

力会社等の今後の動向を見ながら検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長 それでは私のほうから林議員の御質問のうち、公共下水道関係につきまして、御答弁をさせていただきます。

「下水道に接続したものの使用料が高い。」との声や「加入を中止することができないか。」などの声をよく聞くが、その対応はどの御質問につきましては、平成21年度の供用開始以降、下水道に接続していただくため戸別訪問を実施し、接続をお願いする中で、林議員の御質問のとおり使用料が高いとの声もありましたが、個別ごとに算定した浄化槽管理費と下水道使用料の経済比較を説明させていただきました、御理解をいただいた上で下水道に接続をしていただいたものと認識をいたしております。しかしながら、夏場の植木の水やりや洗車などにより、一時的に多量の水道水を利用し、その声を何度か耳にしたことがございます。その対応といたしまして、節水をお願いしたところがございますが、下水道加入を中止したいとの声は、こちらのほうには届いていないのが現状でございます。

次に、下水道と合併浄化槽の費用対効果についての御質問につきましては、下水道第1期の事業施工期間は平成14年度に着手し、平成25年度に事業が完了いたしておりますが、その期間の下水道国庫補助事業費合計が23億7,500万円、合併浄化槽設置事業整備事業費の合計額が5億3,181万円でございます。平成25年度末時点の下水道接続基数が406基、合併浄化槽設置件数が1,798件であり、林議員御質問の1件当たりに要した費用は下水道が約580万円、合併浄化槽につきましては約30万円となります。公共下水道事業と合併浄化槽の費用対効果について、合併浄化槽設置整備事業につきましては、あくまで個人に対して行った設置補助金であるのに対し、公共下水道事業は、公共水域の水質保全と地域住民の快適な生活環境の確保など都市化の進む奥野、矢上両地区89.6ヘクタールの面整備として事業を実施したものであり、本年11月末現在では430基の接続状況となっており、今後も接続基数は増加してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、流域下水道へのし尿の投入についての御質問でございますけれども、このことにつきましては、平成12年3月27日締結の確認書により、終末処理場へ

のし尿の導入の是非、方法等について県と関係市町で協議を行うことがうたわれております。その後、徳島市を除く関係市町が旧吉野川流域地区下水道推進協議会総会等におきまして、再三、要望をするとともに当町のし尿処理場の処理状況が、清掃依頼から約2か月待ちの状況にあるため、早急に投入したい旨の状況報告もいたしております。平成21年度の終末処理場の稼働に伴い、し尿投入の現地視察等も実施し、平成25年度からはし尿投入にかかる基礎調査業務を発注いたしまして、現在、し尿等の受入れ基準及び投入可能量の検討を行っている段階でございます。し尿投入に向けた準備が、現在着々と進んでいる状況でございます。今後、発注業者からの調査結果を踏まえまして、中央クリーンステーションのランニングコストと経済比較を行った上で早ければ、終末処理場16分の1の拡張工事が完了する平成29年度頃から投入が可能となる見込みでございます。

次に、下水道事業を継続できる財源はあるのか、また、浄化槽市町村整備推進事業関係の御質問につきましてでございますけれども、第1期下水道認可区域は、正法寺川の水質保全と地域住民の快適な生活環境の確保のため整備を推進してまいりましたが、第2期認可区域以降の公共下水道整備事業は、公営企業としての独立採算制を経営の基本として、経費が事業経営に伴う収入を充てることから、第2期認可区域は大型商業施設等を計画区域に取り込むなど、下水道経営の健全化に努力をいたしております。平成27年度以降につきましては、下水道事業の推進に影響が出ないよう財政担当課と協議しながら下水道整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、浄化槽市町村整備推進事業につきましては、20戸以上の住宅等を市町村が実施主体となり、その地域や団地の面整備を図る事業でございます。この事業は現在、町が補助いたしております浄化槽設置整備事業と比較いたしまして、住民の費用負担が少なく済み、町が個人浄化槽の設置から保守点検、清掃、法定点検、補修までの維持管理を行うため正常な浄化槽管理ができ、林議員の御指摘のとおり町の財政事情に合わせた事業計画を立てやすいメリットがございます。その反面デメリットといたしまして、町が各戸の浄化槽を管理するため事務量が増加し、維持管理費の負担増となります。また、個人の敷地内に町の財産が点在するようになります。既設の単独浄化槽を合併浄化槽に転換する工事のスペースの問題、掘削等による居宅への影響など技術的に困難であるなどメリットよりもデメリットのハード

ルが高いと考えております。また、浄化槽市町村整備推進事業の試算につきましては、平成23年4月27日開催の全員協議会におきまして、藍住町汚水処理構想の説明の中で集合処理の下水道事業と個別処理の浄化槽についての経済比較を行った結果、集合処理有利である旨の説明をいたしておりますので御理解をいただきたいと思っております。汚水処理構想については5年を基本といたしまして、定期的に見直しをいたしますが、土地利用状況や下水道の進捗状況、下水道整備に着手するまでには相当の期間を要する地区については、合併浄化槽の普及促進を推進していく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

林茂君。

林議員

答弁をしていただきましたので再問をさせていただきます。

千間堀の改修問題につきましてはいろいろとですね、町の担当課も頭を痛めているということは重々承知をしています。だが、町民の皆さんの側からすればですね、やはり、非常に不便な思いをしていますので1日も早くですね、あらゆる対策を講じて、町民の皆さんが安心して住めるようなまちづくりにつなげてほしいと考えていますので、よろしくをお願いします。

国民健康保険につきましても答弁をいただきました。今まだ、いろんな段階でですね、協議がされているってことですけど、町のやはり基本的な立場は町民の皆さんのですね、暮らしと健康に一番大きな大問題なんです。その点をですね、しっかりと認識をしていただいて、町民のためになるような施策をどういうふうでですね、この協議の中に反映させていくか、是非、今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。

それから総合計画につきましても答弁いただきました。その中で太陽光発電なんですけど、今までいろいろな形ですね、検討していただくと、こういう答弁をいただきました。是非ですね、今、再生エネルギーがどうあるべきかということが、全国でも大きな課題となって各自治体がですね、積極的に取り組んでいるそのような状況が報道されている中でですね、この点でもしっかりとやはり、位置づけてやっていただきたいとこのように思いますので、是非、その点よろしくをお願いします。

下水道の問題で詳しく答弁をしていただきましたので、この点につきましては少し再質問でさせていただきます。同時期の公共下水道事業に投資をした公費と、合

併浄化槽設置事業に投資した公費の負担を数字で明らかにしていただきました。公共下水道ではですね、406基で1基当たりの費用は580万円、一方、合併浄化槽は1,798基で1基当たりの費用は30万円、なんと基数を比べると合併浄化槽が公共下水道の4倍も多く作られて利用されているという、これが現実であります。公共下水道には1基当たり合併浄化槽の約30倍も高い公費とですね、税金が投入されているということも明らかになりました。私は今まで議会の中で、公共下水道も合併浄化槽も処理能力はほとんど変わらないというふうに言ってまいりました。合併浄化槽のですね、いい点は工期は短く単価は安く地元業者の仕事を増やすとこういう非常に大きな利点がございます。阪神淡路大震災では、公共下水道より合併浄化槽が災害に強いことも明らかになっています。このような状況からですね、全国の自治体では合併浄化槽の普及に取り組んでいるというのが現実でないかと思えます。とりわけ、藍住町は液状化が心配されていますので、公共下水道というのは1か所で破損すると汚水処理の機能は失われてしまいます。この点でも合併浄化槽は1か所ごとコンクリートで固められているので災害に強いわけです。これはガソリンスタンドのタンクと同じような内容でございます。徳島県の汚水処理の普及率が全国で最下位をずっとですね、続いているわけです。早く汚水処理事業を進めていくためにも、合併浄化槽の設置を優先すべきではないかと、このように考えています。公費の問題ですが公費は税金なんです。税金の使い道っていうのは町民の皆さんの暮らしや環境を良くするために還元をしていくと、こういう性質があるわけです。その点でですね、公共下水道事業に合併浄化槽設置事業費の約30倍も多く投資するというのは偏っておるんでないかと、この点でも負担を公平にすべきだと思います。私は下水道並みに公費を投入すべきとは言いません。だが、補助金を増やしていくとこういうことで助成をする事は可能でないかというふうに思えます。この点なんですが、徳島県は合併浄化槽の設置に対するですね、事業に補助金を現在いくら出しているのか、補助金がですね、これも大幅に過去の例を見ますと削られてきました。この点もお伺いします。それで本当にですね、汚水処理を進めていくのなら、今非常に暮らしが厳しい状況なんですね、なかなか公共下水道にもつなぎたくてもつなげないという、こういう状況をですね、担当課の皆さん方は肌身でですね、感じ取っているわけです。こういう時だからこそですね、必要なところにやはり、補助金を出しながら汚水処理を進めていくと、こういう中身でですね、

県に要求をしていくべきでないのかと、県に是非ですね、要求をしていただきたいと思います。地方自治法第2条の14項ではですね、地方公共団体はその事業を処理するに当たって、住民の福祉の充実に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、このことをうたっているわけです。このですね、見地に立てば、やはり合併浄化槽というのは先ほど申しましたように、単価からですね、あらゆる点で私は遜色のない汚水処理のですね、設置できるですね、そのような整備を兼ねているというふうに考えています。これらの点につきましてですね、是非、再度答弁をお願いをします。先ほどの答弁の中でですね、し尿処理をですね、公共下水道に流入するというので、検討されているということを知りました。是非ですね、実現をさせていただきたいと思います。それでは再問を終わります。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長

それでは林議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

御質問の再問の内容は、合併浄化槽の推進と県の補助金の状況並びに要望等についての質問だったと思いますけれども、まず、合併浄化槽の推進でございますけれども、汚水処理構想におきまして、集合処理有利の判定でございましたけれども、下水道を全町整備することは長い期間を要します。下水道整備に長期間着手することのできない地域や、汚水処理構想で家屋間距離が非常に長い区域、下水道で集合処理が不利と判断された地域につきましては、公費の二重投資とならないように、合併処理浄化槽を推進し、汚水処理人口の普及率を向上させていきたい思います。これが行政の使命であると認識いたしておりますので、今後そういう地区については合併処理浄化槽を推進してまいります。

それともう1点。県の合併浄化槽の補助金の件でございますけれども、現在、県の補助金は新設の補助は出ておりません。転換補助、単独浄化槽から合併浄化槽に替える工事について補助が出ております。ちなみに5人槽であれば29万4,000円、7人槽であれば34万2,000円、10人槽では43万2,000円の補助が出ておりますけれども、そのうち県費につきましては、3分の1の財政力指数によって5分の4、80パーセント、15分の4が県の補助金でございます。これにつきまして、関係市町も要望を出しておりますけれども、新設補助から県が補助が

なくなったような段階で、今の現在は転換補助ということでございますけれども、今後、新設補助につきましても、補助が出るように要望してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

江西議員「下水道課長、今の答弁で一部……下水道やめるっていうんは、そんなんいつ決まったん。」との声あり

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長 あくまでも汚水処理構想で下水道が集合処理有利となっております。そういう話で今現在は進みますけれども、5年に1回汚水処理構想の見直しがございます。その段階で99.5パーセントまで集合処理有利となっておりますけれども、0.5パーセント、家屋間距離が60メートル以上離れた場合につきましては、個別の収集、合併浄化槽が有利と出てます。全体的に今の段階では、全体的に下水道で整備していくという形でございますけれども、今の段階では、下水道でしていきますけれども、その一部、言葉が悪いんですけども、藍住町の一番端的なものについて、下水道の投資よりも合併浄化槽のほうが安いというような判断についてはそういうような形でしていく、それと全体的に下水道を整備していくのは何十年もかかりますので、その何十年もかかる地区については、合併処理を促進していきたいというような考えであります。以上です。

佐野議長

よろしいですか。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

林議員さんの再問で出てきましたように、千間堀の改修については、3月議会でも申し上げましたように流域の方の生活という言葉もありましたけれども、排水対策を今後も考えてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは、林議員さんの再問のうち再生可能エネルギーの関係でございます。御答弁させていただきます。

今、太陽光発電が注目されておりますけれども、再生可能エネルギーといえますのは、そのほかにもバイオマスとか地熱とか、水力とか風力とかございますので、いろんな部分を検討しながら、今後、町に補助もございまして、それぞれが

一番利用しやすいのは一体何かっていうのを検討しながら、推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

佐野議長

林茂君。

林議員

再再問をさせていただきます。公共下水道の件でも答弁をいただきました。それで数字を挙げて公共下水道に投資をした公費、税金ですね、合併浄化槽に投資をした税金、この比較は明らかになったわけですね、それで合併浄化槽も公共下水道の性能もさほど遜色がないと、こういう状況ですね、やはりお金の使い方、町民の皆さんに税金ですから、還元をしていって、町民の皆さんの暮らしや環境を良くしていくというふうな観点で、やっぱり検討していくべきでないかと、町の財政も先ほど質問の中で明らかにしましたけど、そんなに楽な状況ではないわけですよ、公共下水道に至っては、起債が28億円くらいですかね、それでその利子負担が10億円でしょ、これから。このようなことを考えるならば財政規律の問題としてですね、やはり真剣な議論をしていただいて町民の皆さんにやっぱり納得をしてもらえるような、いろいろな角度からですね、資料の提供も含めてお願いしたいと思います。以上で終わります。

佐野議長

次に、11番議員・永瀆茂樹君の一般質問を許可いたします。

佐野議長

永瀆茂樹君。

永瀆議員

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、藍住町町民体育館トレーニング室、現在まで町民の利用状況と今後の指導対策についてであります。町民体育館トレーニング室は、町民皆さんの健康維持のために多くの方からの要望もあり設置したと聞いております。トレーニング室利用案内、内容として全身の持久力の強化、そのほか腹筋及び大胸筋等を鍛える機器等も備え、合計で13台設置とのことですが、現在までの月別利用等の進捗状況を伺いたい。また、利用者の体験談と今後の要望についても伺いたい。私は体力保持のために毎朝50分ぐらい毎日歩くように心掛けておりますが、歩きすぎて膝を痛めます。少し良くなると、また、歩きます。悪循環の繰り返しです。痛みを取るために接骨院にも時折行っております。そこで考えたのが、町民体育館でのトレ

ーニング室利用であります。室内ですので雨が降っても雪が降っても利用できます。自分の体調に合わせた機器を使用できます。町内の方は1回につき200円とのことです。事務室で利用申込書記入の上トレーニング室利用者カードの交付を受けました。そこで私はこのところ週に一、二回くらい体育館のトレーニング室に行っております。体調としては大変良いです。曜日によってですが公認指導士、トレーナーの先生がいて、個人個人の体調に合わせた機器の指導をしてくれます。高齢者の悩みであります、膝、腰、肩等の相談指導もしてくれます。何よりも私が思い付き感じたのは、介護施設等でのリハビリでは自分は寝ているだけで介護士や先生が手当をしてくれますが、トレーニング室ではトレーナーの指導の下、自分の気力でやる気が起こります。自分に合った機器で少しずつでも前に進み、介護に頼らず、人に頼らず、自分自身での心掛け努力によって健康維持にとつながります。藍住町民の健康維持のための施策、みんなで有効利用することを望みます。町民が元気は、介護保険事業対策にもつながります。広報あいずみ等に周知のため再度掲載していただきたい。

次に、独居老人の見直し安心・安全対策について、先月11月23日の徳島新聞掲載で、徳島新聞の配達員の方が男性宅のポストに3日分の朝刊がたまっているのを見つけて、新聞専売所の店長、民生委員らで尋ねましたが、ドアロックされていたため開かず110番通報して署員に来ていただき、そこで専門業者を呼び鉄格子を外して板野署員の方が室内に入り、居間で寝ていた男性を見つけた。男性は内臓に持病があり動けない状態で、そのまま放置しておけば命を落とす危険があったと言われていました。店長は「発見は早いほうがいい。今後も見守り活動に取り組みたい。」と話されていました。このような一例、電話番号は電話帳に載せず、家はドアロックで開かず、中には新聞を取っていない方もいると思います。行政として独居老人の安否対策、どのような安全対策を講じられているのか伺いたい。また、現在町内に独居老人の方は何人いるのか、また民生委員の方は何人いるのか、町内7ブロックの地区別の独居老人の人数と、民生委員の方との割り振りの把握等もできているのか伺いたい。

次に、役場庁舎内のトイレにハンドドライヤー、ジェットタオル設置について、ハンドドライヤーについては町民の心遣い、思いやり、高齢者、障がい者への気配りであり、インフルエンザ等に備えての安全対策でもあります。今日どこの医療機

関、商業施設のどのような店舗でもハンドドライヤーの設置は常識化されております。一番身近な町民へのサービス精神でもあります。衛生面、環境面の対策としても良いと思います。冬の寒さを迎えて早期に設置対策を講じていただきたい。

次に、交通安全運動の推進として、春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動の対策として、期間中だけでものぼり旗の設置について、交通安全ののぼり旗の設置場所については、役場敷地内に多く、公共施設の町内、幼小中の各学校、登下校時の校門に各数本ずつと、町内の各地区、各地域の交通危険箇所は何本かを立てて、子供や高齢者、障がい者を自動車事故から守るためであります。安全管理対策として、埋め込みパイプで蓋付きでののぼり旗の設置を講じていただきたい。予算は伴いますが、町民を交通事故から守る対策でもあります。よろしく願いしまして答弁により再問いたします。以上であります。

佐野議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長 永瀆議員さんの町民体育館トレーニング室等の利用状況について答弁をさせていただきます。

町民体育館は開館から1年3か月余りが経過いたしました。この間、町民体育館及びトレーニング室はスポーツ少年団や体育協会加入団体をはじめ、卓球やバレーボールチーム、また個人グループの方々の御利用をいただき、住民の中に斬新な体育施設として定着しつつあるところです。初めに、永瀆議員さんお尋ねの町民体育館の利用状況等について、御答弁をさせていただきます。アリーナ体育館コートですが、昨年度25年9月から26年3月までの7か月の利用者数は、10,607人であり、本年度26年4月から10月の7か月までの利用者数は、14,026人であります。一月当たりの利用者数は昨年度が1,515人、本年度は2,003人ありますので、488人増加し32.2パーセントの増となっております。また、1日当たりの利用者数は昨年度が61.0人、本年度は76.2人ありますので、昨年度と比較をしますと15人増加し24.9パーセントの増となっております。

次に、トレーニング室の利用状況を申し上げます。本年11月末日現在のトレーニング室の登録者数は町内の方が1,683名、町外の方が1,039名、合計2,722名であります。利用者数につきましては、昨年度は6,556人、本年度は8,963人あります。一月当たりの利用者数は昨年度は936人、本年度は1,

280人でありますので、344名増加し36.7パーセントの増となっております。また、1日当たりの利用者数は昨年度は37.7人、本年度は48.7人ありますので、昨年度と比較をしますと11人増加し29.2パーセントの増となっております。アリーナ、トレーニング室ともに利用者数は増加しており、トレーニング室は時間帯によってお待ちをいただくこともあります。

第2点目の利用者の反応はどうかとの御質問であります。 「運動をして体を動かすのでよく眠れるようになった。」とか、「体が軽くなった。」といった声を聞きます。また、利用者の中には毎日来館されている方もおいでます。今後の指導対策等についてであります。現在、トレーニング室には町民体育館開館日の午後1時から午後10時まで指導員を配置し、利用者の方々に機器の使用方法等の説明及び指導を行っております。特に火曜日及び木曜日は午後6時から10時まで、土曜日は午後1時から午後10時までは、個人ごとにトレーニングメニューの作成ができる有資格者の指導員を配置しておりますので、御利用をいただきたいと思っております。

3点目は町民体育館に対する要望等についての御質問であります。住民の皆さんには、町民体育館を体育、スポーツ及びレクリエーションの拠点施設として、お気軽に御利用いただきたいと考え、広く住民の皆さんからのお声を聞かせていただきたいと考えております。昨年度も町体育協会及びスポーツ少年団等から、「開館時間を早くしてほしい。」との要望がありましたので、繰上げて開館するよう改善を行ったところであります。今後も広報あいずみを活用し、体育館の主要行事及び利用状況、また、トレーニング室の利用状況を掲載する等、随時、情報発信を行っていきたくと考えております。以上でございます。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

永瀆議員の独居老人への安心・安全対策について

答弁いたします。

現在、地区を担当しております民生委員児童委員は47人で、民生委員児童委員の訪問等により把握している65歳以上のひとり暮らしの高齢者は443人です。町内7地区別の人数についてはお手元の資料のとおりです。説明させていただきますと、奥野地区はひとり暮らしの高齢者が60人で、民生委員児童委員の担当者は7人、東中富地区は高齢者が53人で、民生委員児童委員が5人、徳命地区は49人で5人、富吉地区は37人で5人、東部地区は91人で8人、中部地区は83人

で9人、西部地区は70人で8人となっております。ひとり暮らしの高齢者の安否対策等については、町では緊急通報装置補助金交付事業を実施しています。この事業は、高齢者が体調が悪いときにボタンを押すことにより警備会社のガードマンが駆けつけるタイプや、更に一定時間トイレのドアが開閉しなかった場合等、自動的に警備会社に通知するライフリズム監視サービス付きのタイプがあります。補助率は95パーセントから85パーセントで、自己負担を押さえ利用しやすいよう配慮しています。また、ひとり暮らしの高齢者の見守りとしては、徳島県と協定を結んだ見守り協力機関の協力員による独居老人等への見守り支援があり、今回の徳島新聞に掲載されたケースは、この見守りネットワークにより協力員と連絡を受けた民生委員児童委員の連携で、室内で倒れていた高齢者を発見することができました。町内においては、民生委員児童委員による訪問やふれあい会食会など行事への参加を促したり、介護保険利用者については、介護保険事業者と町との連携や、必要によっては地域包括支援センターによる訪問等により見守りを行っています。また、御近所の方や知人からの町への情報提供により、安否確認を行う場合があります。以上、答弁といたします。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは私のほうから2点、御答弁をさせていただきます。

まず1点目の役場庁舎内のトイレにハンドドライヤーの設置という件でございますが、ハンドドライヤー、これはメーカーによりまして、ジェットタオルやエアータオルなどの名称がありますが、手洗い後、手を風で乾かすための乾燥機で、近年、ホテルや商業施設、高速道路のサービスエリア、また、新設の施設などで見られるように多くの施設で設置がされてきております。病院などでは、殺菌灯やアルコール噴霧により殺菌を行うものも設置しているところもあるようでございます。現在、本庁舎では設置をしておりませんが、近年いろいろな施設で設置がされてきているというところもございます。設置に向け検討してまいりたいと思います。

2点目の交通安全運動の啓発用のぼり旗の設置についてという件でございますが、交通安全運動期間の啓発といたしまして、交通安全協会の皆さんが中心になり、のぼり旗を手に道路沿いに立ち、交通安全の遵守、交通事故の撲滅に活動をいただいておりますが、あわせまして、この期間などに道路沿いなどに交通安全運

動啓発ののぼりを立てることも、交通安全運動の啓発、推進に効果があるものと思います。町といたしましても、交通安全運動期間中のぼり旗を設置できるようにしてまいりたいと思います。このため、本年度中に啓発資材といたしまして、設置用ののぼりやポール、それとこれを立てます台となりますポールスタンド等を購入したいと考えております。なお、設置場所につきましては、啓発の効果の高い場所となりますが、通行の妨げや見通しが悪くならないよう、また強風で折れたり倒れたりすることのないよう、設置場所を決めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

佐野議長

永瀆茂樹君。

永瀆議員

ただいまより再問いたします。

町民体育館トレーニング室等の利用状況と指導対策について、アリーナ（体育館コート）の利用者数については、バドミントン、バレーボール、バスケットボール等、一流プレーヤーを招待するなど、スポーツの振興を通じて町民の健康増進につながられているなど、感化されているせいかスポーツ少年団や体育協会加入団体をはじめ、卓球やバレーボールチームまた個人グループの方々の利用として、住民の中に斬新な体育施設として増加定着しつつあるとのこと、大変良い傾向と思います。またトレーニング室の利用状況についても、昨年度と比較して利用者は増加しており、時間帯によっては待ち時間があるとも言われておりました。本年11月末日現在のトレーニング室の登録者数は、町内の方が1,683名、町外の方が1,039名、合計2,722名ですとのことでしたが、町外の割合より町内の利用者数が少ないのは内容として何が原因なのかも伺いたい。また、利用者の反応としては、「運動して体を動かすのでよく眠れる。」「体が軽くなった。」等と言われたり、利用者の中には毎日来館されている方もいるとのことでした。体育館のトレーニング室、休館日の月曜日を除く毎日午後1時から午後10時まで指導員を配置して、利用者の方に機器の使用方法等の説明及び指導を行っている。特に火曜日及び木曜日は午後6時から10時まで、土曜日は午後1時から午後10時まで、個人ごとにトレーニングメニューの作成できる有資格者の指導員を配置とのことでした。町民の健康保持対策、大変良いことと思います。今後も広報あいずみを活用し、体育館の主要行事及び利用状況、またトレーニング室の利用状況を掲載するなど、随時情報発信をしていきたいとのことよろしく願いいたします。

独居老人の見直し安心・安全対策については、ひとり暮らしの高齢者の安否対策については、町では緊急通報装置補助金交付事業を実施とのことでした。高齢者が体調が悪いとき、トイレのドアが開閉しなかった場合、自動的に警備会社に通知するライフリズム監視サービス付きのタイプがあるとのこと、また、ひとり暮らしの高齢者の見守りとしては、徳島県と協定を結んだ見守り協力機関の協力員による独居老人等への見守り支援があるとのことでしたが、高齢者のひとり暮らしの中には、プライバシーのため電話帳にも載せず、中には緊急のときでもボタンを押すのを忘れていられると思われるが、そのようなときの周知をどのように講じられているのか伺いたい。地域民生委員の方々も、いろいろと活動内容が多いと思われまますので、ひとり暮らしの緊急時対応を含め、行政から民間から看護師資格を持った人を1人選び周知していただき、同時に今後の物忘れ、認知症対策予防にと取り組んでいただきたい。

次に、役場庁舎内のトイレにハンドドライヤー（ジェットタオル）設置については、先ほどもトイレのハンドドライヤーについては、必要事項をるる説明いたしました。町民皆さんの声でもあります。ちなみに町民体育館でもハンドドライヤーは設置をされております。また9月議会では藍住町基本構想の策定に関する条例の制定として、今後、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業基本構想も視野に入れた案が計画されております。そして来年は、町制施行60周年事業の記念式典が4月29日に挙行されます。藍住町のマスコットキャラクターもできて、4月には県内外から来庁者もたくさん来ると思います。このような行政の事業を迎えるの施策として、トイレにハンドドライヤーの設置提案であります。設置に向けて検討してまいりたいとの前向きな答弁をいただきました。町民皆さん方の要望でもあります。早期着工にとよろしく願いいたします。

次に、交通安全運動の推進として、春、秋、年末年始の期間中だけでも、のぼり旗の設置として、蓋付きパイプでのぼり旗の設置としての予算計上を町としても交通安全運動期間中、のぼり旗を設置できるようにします。本年に啓発資材として設置用ののぼりや、ポール、ポールスタンド等を購入とのこと、町民の交通安全対策、よろしく願いいたします。ちなみにのぼり旗、こういうのぼり旗でございます。

〔永瀆議員、のぼり旗の写真を掲示する〕

以上、答弁をいただき再再問いたします。以上であります。

佐野議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長

永瀆議員さんのトレーニング室の登録者数について、町内利用者に対して町外利用者の方が多いのは何か原因があるのかとの再問に御答弁をさせていただきます。

トレーニング室の登録者の割合ですが、町内の方が6割、町外の方が4割であります。町外の方が多くなっている原因としましては、ボルダリング、トレーニング室南壁面なんですけども、人工的に造られた壁を上る競技なんですけど、これを利用するため町外からの登録者が多くなっているものと考えられます。以上でございます。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

永瀆議員の独居老人への安心・安全対策についての再問に答弁いたします。

高齢者の見守りや緊急通報装置の周知について、緊急通報装置設置事業は地域包括支援センターが申請者宅を訪問し、調査した上で福祉課、健康推進課、地域包括支援センターによるケア会議を開催し、その設置について決定しております。訪問調査の過程で事業の内容や仕組みについて、申請者の理解が進むものと考えています。この事業については、まだまだ高齢者世帯の皆さんに周知を図る必要があるものと考えており、広報への掲載や民生委員児童委員の訪問時にパンフレットを配布していただくなど、工夫していきたいと思っております。

高齢者の見守りについては先ほど答弁しましたとおり、民生委員児童委員をはじめとして、多くの方々の協力をいただきながら進めているところです。今後、更に見守り体制を充実させるため福祉課、地域包括支援センターが中心となって、協力者を募り、地域の協力者の日常生活や仕事の中で挨拶等を通じてさりげなく高齢者に接し、見守っていくネットワークづくりを進めていきたいと思っております。以上、答弁いたします。

佐野議長

永瀆茂樹君。

永瀆議員

ただいまから再再問いたします。私たち町議会議員は町発展のための事業には賛成いたします。同時に町民の安心・安全対策として要望を行政に伝達する代弁者でもあります。周知のほどよろしく願いいたします。私の一般質問を終わります。

佐野議長 次に、3番議員・濱眞吉君の一般質問を許可いたします。2番目の勝瑞城館跡展示物については、取消しをしております。

佐野議長 濱眞吉君。

濱議員 議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

初めに、認知症についての質問を行います。認知症は最近できたのではなく昔からありました。2004年厚生労働省の用語検討会によって痴呆症を認知症へと言い換えたものであります。狭義の意味としては、知能が年を取るとともに低下した状態のことを指します。認知症の介護については、多くの家庭が認知症患者を介護していますが、その負担の大きさから心中問題に発展することさえあります。認知症患者の介護は24時間の見守りが必要であります。これは地域ぐるみでないと対応は難しいのが現状であります。認知症患者が鉄道事故に巻き込まれるケースが、2005年から2012年までの8年間で149件発生していることが明らかになりました。事故被害者のうち115名が死亡しておりますが、鉄道事業者は認知症であることを考慮せずに賠償請求をするケースが多く見受けられております。また警察庁のまとめによると、2012年度と2013年度に捜索願が出された認知症の人の数は、1万9,929人であります。2014年4月までに所在が確認されてない人数が258名であります。また悪徳商法、悪徳リフォーム、金融関係などの被害の例もあります。安倍首相は11月6日東京都内で開かれた国際会議に出席し、新たな認知症対策の国家戦略を策定する方針を表明しました。「政策を加速させ、厚生労働省だけではなく政府一丸となって、認知症患者の生活全体を支える。」と述べました。これから高齢化を迎える当藍住町においても、最重要課題となっております。健康推進課長に質問します。認知症を医療福祉関連を含め、安倍首相の国家戦略に対応できる対策を立てておくことが必要であります。藍住町を認知症患者にやさしい安心して暮らせる町にするためにどのような対策を考えていただけるのかを伺いたい。

次の質問に移ります。次の質問は、小中学校の学級編成についての質問であります。小中学校の学級について政府の方針が示されました。公立小学校の1年生で導入されている35人学級を見直し、1学級40人体制に戻す案を財務省が示したことに対し、徳島県内の教育現場から「きめ細やかな教育の推進に逆行する。」と異

論が出ています。県は国に先行し、小学校全学年、中学校1年で35人学級を導入していますが、国の基準である40学級となっている小学校2年以上でも県が独自に教員配置をやりくりして35人学級を実施しています。小学校1年が40人学級に戻されて、教員定数が減ると教育現場は現状維持が厳しくなるとしています。教育長に質問します。今回のこの政府の方針についてどのように受け止め、今後どのように学校の運用をされていくのか聞かせていただきたいと思います。答弁により再問をさせていただきます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 それでは私のほうから濱議員さんの御質問の中で、認知症の関係について御答弁をさせていただきます。

認知症高齢者の行方不明者対策については、認知症高齢者見守り事業を実施しています。これはGPS端末機を貸与し、行方不明になったときに位置情報を利用するものですが、この事業を利用されていない場合には、警察、消防などによる捜索活動や住民の皆さんからの情報、更に厚生労働省のホームページに設置されている身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトなどを活用することで、早期発見に努めています。また、認知症の予防対策については、有酸素運動、知的活動の習慣化、社会参加によるコミュニケーションなどが効果的であると言われていたことから、元気になれる運動教室、脳力アップ教室、脳の健康教室などの介護予防教室を開催しています。さらに、老人憩いの家でのいきいきサロンや老人会、地区協などの地域活動への参加も勧めています。認知症に関する相談については、地域包括支援センターを中心に予防や受診、介護についてのアドバイスをを行っています。また、介護サービスが必要になったときには、介護者の方と相談しながら必要なサービスが受けられるように支援をしています。認知症の方への支援は、介護サービスを受けるだけでは十分でなく地域での見守りが重要であることから、認知症サポーター養成講座を開催しています。また、認知症でひとり暮らしなどのために金銭管理ができなくなったり、詐欺などの被害に遭うおそれがある場合には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用や、成年後見制度利用の申立支援などを行っています。今後は、これらの取組を国が示す認知症総合支援事業に発展させていきたいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

和田教育長。

和田教育長

演議員の御質問に答弁を申し上げます。

御指摘のとおり、従来より文部科学省は小学校1年生の学級定員数を35人とした方針を継続しております。今般、財務省から文部科学省に対して、小学校1年生の学級定員数を他の学年並みの40人学級に戻してはどうかとの提言があり、これに反対する文部科学省と定員数削減を求める財務省との間で、現在綱引きが続けられているのは新聞等で報道されたとおりであります。一方、徳島県教育委員会は県独自の施策として、漸次35人学級制度を推進し、現在、徳島県では小学校1年生から中学校1年生までの7学年が学級定員数が35人となっています。徳島県教育委員会に確認しましたところ、「徳島県教育委員会事務局としては、国の施策いかに関わらず、従来方針を今後とも継続していきたいと希望している。」とのことであります。藍住町教育委員会としても、国並びに県の35人学級制度の継続を強く希望しております。年配の人の中には、「自分が子供の頃は50人学級だった、35人学級だなんて教師の甘えではないか。」といった意見もあろうかと思いますが、時代背景が違う点を申し上げなければなりません。核家族化の進展に伴い従来は家庭が果たしていた子供のしつけや、生活習慣の形成といった、本来家庭教育に属する機能までもが残念ながら学校が肩代わりをせざるを得ない時代に、今の時代はなっている点を認識する必要があるかと思えます。例え35人学級でも教師の多忙感は昔より高まっているのが偽らざる実感でございます。ここで、視点を変えて世界の中での日本の位置づけを述べたいと思えます。最近、OECD加盟国の学級当たりの平均児童数、平均生徒数が発表されました。これによると小学校の1学級当たりの平均児童数は、OECD平均が21.2人であるのに対して、日本は27.9人となっています。また中学校1学級当たりの平均生徒数は、OECD平均が23.3人であるのに対し、日本は32.7人となっています。OECDの中で、小中学校とも日本は突出して高い国となっているのが実態です。なお、藍住町は1学級当たりの子供の数が日本の平均よりも更に高く、小学校で29.5人、中学校で34.5人となっています。いずれにせよ教師が子供たち一人一人に向き合う時間をせめて現状並みに確保するためにも、少なくとも現行の35人学級体制は維持していただきたく藍住町教育委員会としても粘り強く、徳島県教育委員会に働きかけていく所存です。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

濱眞吉君。

濱議員

再問をさせていただきます。

35名学級につきましては、我が国の少子化、それから世界の趨勢から見て是非、教育長に頑張っていて35名を維持していただきたいと考えます。

それから認知症については、もう少し説明もあって、なぜ安倍首相が国家戦略と位置づけたのか、これをみてみたいと思います。高齢化とともに認知症の患者数も近年増加し、医者に質問しますと50歳頃からぽつぽつと出てくるそうであります。65歳以上の4人に1人は認知症又はその予備軍とされております。なぜ安倍首相、総理が国家戦略の最有力課題であると位置づける理由が分かります。考えてもみてください。皆様方が想像する町の中に年間1万人の方が、糸の切れたたこのように徘徊し、交通事故、鉄道事故の被害者となる社会。年間徘徊者の260名の方は行方不明となって、山や川や森で人知れず亡くなっていくこととなります。戦後まだ日がたたない時期は、国民の年齢も若く認知症患者も少なかったのでありますが、これが年を経て10年、20年とたちますと社会問題となってきました。それでも50年から40年前は家庭で受入れてまいりました。30年から20年前は病院で受け入れられましたが限度があります。20年前以降は、老人ホームや民間の介護施設等での受け入れされるのが一般的となりました。平均寿命、男性79.64歳、女性86.39歳と飛躍的に高くなってきた少子化の我が国は、もう面倒を見る人も介護をする人も少なくなっているのが現状であります。認知症対策の国家戦略のポイントについては、認知症の予防や発症のメカニズム解明のため、2010年度から男女1万人の追跡調査を行う方針を決定しました。対象は40代以上を想定し、喫煙や食事、運動の有無といった生活習慣に加え、遺伝子型などの血液データも収集し、早期診断や治療に役立てます。新たな戦略では、市民による認知症サポーターの養成目標を現行の600万人から更に引き上げるほか、医療、介護の専門職による初期集中支援チームを全市町村に配置することなどを盛り込んだものとされております。北口副町長に質問します。安倍首相の国家戦略対策を支援することも必要であります。これを踏まえて藍住町として更にできることは何かについて質問します。答弁を受けまして再再問をします。

佐野議長

北口副町長。

北口副町長

御指名がございましたのでお答えいたしたいと思っております。

思います。

認知症の問題につきましては、御質問の中でありました安倍首相の国家戦略を待つまでもなく、既に本町では先ほど森課長のほうからお答えいたしましたとおり、関係者の御理解を得ながら、あるいはお力をお借りして地域に即した独自の施策を展開しているところであります。御承知のとおり地域包括ケアシステムでは、認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる施策を推進することとされております。特に認知症は早期発見、早期対応が重要であることから、初期の段階で医療と介護の連携の下、適切な支援を行う認知症初期集中支援チームや、地域の実情に応じた医療機関、介護サービス事業所や、地域の支援機関との連携を図る、いわゆる認知症地域支援推進員の設置に取り組んでまいりたいと考えております。今後も、濱議員さん御指摘あるいは御意見がございましたとおり、認知症サポーターの養成、見守り支援体制の充実、予防事業や生きがいつくり活動の充実などに、更に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

濱眞吉君。

濱議員

我が国がどれだけ経済的な発展をしようとも国内の状況が高齢者ばかりで、その4分の1が認知症患者か、あるいはその予備軍であるならば国の発展は望むことができません。先日、お医者様に相談して、どういう対策がいいのかということをお聞きしました。それはお医者様の考えですから申し上げますが、お医者様が言うには頭を使って体を使う。例えば、今現実にやっているこの藍住町で、将棋それから囲碁やゲーム、トランプ、オセロ、フォークダンスとかフラダンス、楽器演奏、フォークソングとか料理教室、手芸などの場所を提供して可能な限りできるだけ認知症進行を遅らせ、そして毎日の平日には体育館の無料開放して、正午から1時間ゆっくり歩いていただいて、ストレッチを行う、これが一番いいんでないかというお医者様の意見もありましたので、申し上げたいと思います。どういうふうな状態であっても知恵を出し合って戦うことが必要であります。そうすれば認知症は克服できると考えます。例え、認知症の初期の段階になろうとしている人でも、ほかの人が手を引き、お尻を押して、背中を押して、互いに声を掛け合ってその活動の場に行き参加し、頭を使い体のエネルギーを使っているうちに認知症の進行を遅らせ、少しでも軽くでき、また、克服できると私は信じます。私も含め認知症予備軍の方々、家の中にこもってはいりません。積極的

に打って出るのです。11月6日に認知症に関する国際会議において、安倍首相は「認知症の人が安心して暮らせる社会をつくることは世界共通の課題だ。最速で高齢化が進む我が国こそ、社会を挙げた取組のモデルを示さなければならない。」と述べています。もし、認知症が医学的に避けて通ることができないならば、考えられるあらゆる方法を駆使して、遅らし、克服し、あるいは軽くして消滅させ、藍住町を徳島のモデル地区にしようではありませんか。いや日本の、いや世界のモデルとなる町にしようではありませんか。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成さぬは人の為さぬなりけり」藍住町の全員が取り組んでいけば必ずできると信じます。心を一つにして力を結集し、頑張ってみましょう。以上で私の一般質問を終わります。

〔議場内、拍手〕

佐野議長 答弁、要りませんね。

〔演議員、うなづく〕

佐野議長 昼食のため小休いたします。再開は午後1時。
よろしく申し上げます。

(時に午後11時45分)

佐野議長 小休前に遡り会議を再開いたします。

(時に午後1時00分)

佐野議長 次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可
いたします。

佐野議長 小川幸英君。

小川議員 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、子ども・子育て支援について伺います。国の保育制度を改革する子ども・子育て支援制度が来年度から実施される。新制度は多様な保育サービスを増やすだけでなく、様々な子育て支援も拡充するため全ての子育て所帯に影響が及ぶが、住民への周知などが課題になっているが、本町はどのように住民に周知していくか。また、政府が待機児童解消の目標年度とした2017年度に0歳から2歳児の保育の受皿が、5万人分不足する見通しであることが、厚生労働省などの調査で分かったとのことであるが、議会の冒頭、石川町長の提案理由の説明の中にもあり

ました、本町における保育サービスの利用希望者は近年急増しており、その対策として、今年8月に竣工した藍住ひまわり保育園の大規模改修工事による定員増や認可保育所の定員弾力化により定員を上回る子供を受け入れましたが、待機児童の全面解消には至っておりません。そこで長年認可外保育所として運営実績のある藍住あおば保育園を平成27年度から新たに認可保育所とすることで調整を図っているとのことですが、本年0歳児から2歳児において待機児童は何人いたのか。また、来年度はこの取組によって待機児童は全面解消できるのか伺っておきます。

次に、子育て世代の定住増について伺います。近年、南海・東南海地震等の報道などで、津波被害の少ない本町で家を建てたり、また、引っ越してくる方が多いと聞きますが、その方たちを含め藍住町で定住される方が増える施策について伺います。石井町は2015年1月に出産祝い金制度を復活させる。5年度まで子供一人当たり3万円を出産時に交付していたのに対し、新制度では第1子が3万円、第2子5万円、第3子以降は10万円を交付する。子育て世代の定住を後押しするのが狙いであるとのことである。また神山町、吉野川市、阿波市でも出産祝い金を交付しているとのことであるが、本町では、出産された方に対して現在どのようにしているか。また、この出産祝い金を実施してはどうか伺っておきます。

次に、今後の子育て支援について伺います。この新制度によって幼稚園の制度も変わり、現在希望者は夕方までの預かり保育を行っているが、新制度では、一時預かり事業として位置づけられ利用者負担が軽減されるとのことであるが、本町の取組はどうなっているか。また、家庭で子育てする人の支援も増えるとのことであるが、どのように支援するのか。現在、保育所に行っていない子供の場合、幼稚園の入園手続をどのようにしたらいいのかわからないとの声をよく聞きます。保育所に通う人たちには入園申込書が保育所に置かれているが、行っていない人たちには通知がないと、来春幼稚園に入園する子供たちを対象に今後は、町から直接送ることはできないか伺っておきます。

次に、教育現場に運動遊びや、ものづくりで協調性や独創性を養う取組について伺います。近年テレビゲームや携帯ゲームなどの影響で、運動不足や運動に苦手意識を持ち始めた子供たちが増えてきているが、兵庫県豊岡市の市立新田幼稚園では、カエルやカンガルーなど動物の名前が書いてある大きなサイコロを振って出た目の動物の動きをまねる園児もいれば、2人1組になって手押し車を楽しむ子供たちも

いるといいます。豊岡市では2007年より幼稚園や保育園で、運動遊びをスタートしました。運動遊びは、体を動かす遊びを通して懸垂力や飛躍力を養い、子供の脳を活性化させる。現在では運動遊びを経験して子供の集中力が増えたり、人の前で大きな声で話せる子が増え、自信と協調性を育む運動遊びが、保育所や幼稚園だけでなく小学校を含め、本町でもこの運動遊びを取り組んではどうか。

次に、学校給食について伺います。食の安全が言われる今、本町学校給食に中国産の野菜は使われているか。また、地産地消の取組はどうなっているか伺います。

次に、幼児教育や学校における食育の推進は必要と思うが、本町においてはどのように取り組んでいるのか。

次に、子供の野菜嫌いをなくし、野菜摂取増への取組について伺います。普段食べている野菜が、どんなふう to 育っているか知らない子供が多くいる。育成の状況を想像することで野菜への関心を高め、植物の育ち方に興味を持ってもらうことが第一と思われます。町内の幼稚園において、プランターや花壇で水菜やリーフレタス、トマト、ナスなどを園児と一緒に植え、水をやったりして育てて、それを家庭に持ち帰って食べて、子供の野菜への関心を持たせるようにしているとのことですが、小学校においてどのように取り組んでいるか伺います。

次に、朝食欠食について伺います。平成17年度児童生徒の食生活等実態調査によれば、小学校5年生の児童の約4パーセント、中学校2年生の生徒約5パーセントが朝食をほとんど食べない。また、児童生徒共に約13パーセントの者が朝食を食べない日があるとの結果が出ているが、本町の児童生徒の状況とその対策はどのようにしているか伺います。

次に、冬場での道路対策について伺います。5日の午前の徳島県内は、冬型の気圧配置が強まり、県西部を中心に山間部で雪が積もった。雪の影響で192号線は、三好市池田町から愛媛県四国中央市金田町までの約18キロが通行止めとなり、雪で動けなくなった車130台が立ち往生、また、東三好町、つるぎ町で540戸が孤立したとのことであるが、近年の異常気象で、本町にも大雪が積もることも予想され、その場合は1日中道路が通行できない状況になると思われるが、大雪や道路の凍結対策はどのようにしているか伺っておきます。

次に、国の農政大改革に対する取組と農業6次産業化に向けた対応について伺います。地域ブランドの創出、地域営農や新規就農者の育成、消費者ニーズに対応し

た野菜産地の活性化、農業の6次産業化への取組や生産者と消費者間の情報交流、食育に関する定期的なイベント等の施策に対してどのように取り組んでいくか伺います。中でも本町の農業収入は春ニンジンに集約され大規模農家は一定の収入はありますが、小規模農家の場合、高齢化や人手不足もあり、農業として成り立っていないと思われます。各5年間で農地が宅地化された面積はどのくらいあるか伺っておきます。その小規模農家に対して一つの策として、本町に道の駅を誘致して農家の収入増を図ってはどうか伺います。

次に、千鳥橋から奥野橋間の北岸歩道について伺います。昨年、県により舗装して町管理道路となり、一部が自転車や歩行者専用の道路となり、ゆめタウンに行く人たちや、散歩する方たちが多く通っていますが、一部にフェンスがなく小さい子供を持つお母さん方から危険との声があり、早急にフェンスを設置してほしいとの要望もあります。また、奥野橋から県が舗装した間の舗装はいつするのか。このゆめタウンに行く玉村印刷からのゆめタウンに行く元村橋は、朝10時より夜の9時まで南向け一方通行になっています。近くの団地の方が、家に帰るのに遠回りをして道が混んでおると、なかなか帰って来れないというような声もあります。この奥野橋を拡張して、橋で対向して両方が通行できるようにしてほしいとの声もあります。これはどうか伺っておきます。答弁により再問いたします。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

小川議員の子ども・子育て支援についての質問

に答弁いたします。

1点目の子育て新制度のスタート並びに待機児童の解消の質問につきましては、御承知のように27年度から子ども・子育ての新制度がスタートします。様々な子ども・子育ての支援新制度につきましては、従来からも藍住町でその多くについて取り組んでおりますので、その点につきましては、従来からもホームページ等でお知らせをいたしておりますが、更に新制度になるということで、広報活動に努めていきたいと思っております。また、今回の制度で大きく変わる点は、保育を必要とする場合の認定制度とか幼稚園に入る場合も認定制度がございますが、その点につきましては、先の広報でもお知らせしておりますが、今後とも広報活動にその点についても努めてまいりたいと思っております。待機児童の解消につきましては、10月1日現在の待機児童数の県への報告数値は、0歳児が8人、1・2歳児が9人でし

た。12月現在の待機児童数は、0歳児で27人、1・2歳児で10人となっています。

待機児童の解消策といたしましては、今議会の冒頭で町長が申し上げましたとおり、平成27年度から新たに認可保育所を増やすことや既存の認可保育所の0歳児の定員を増やすことで対応したいと考えております。来年度に待機児童の解消はできるのかという御質問に対しましては、平成29年まで3か年かけて待機児童の解消を図っていくような形での計画となっております。

2点目の子育て世代の定住増についての質問ですが、御承知のとおり本町の人口は今なお増加し続けており、子供の数についても減少いたしておりません。しかし、子育て世代の定住を目的とする交付金等は、今のところ考えておりません。藍住町の場合に出産祝い金という制度は今のところないわけではありますが、子育て世帯の経済的な支援のために第3子以降の保育料、幼稚園の補助をいたしております。児童福祉の担当課としましては、従来から取り組んでいます子育て支援策を維持することや充実することにより、子育てするなら藍住町に住みたい、大人になっても藍住町に住みたいと思えるまちづくりを目指していきたいと考えております。

3点目の子ども・子育て支援に関する御質問についてですが、一時預かり事業につきましては、従来どおり保育所、幼稚園で行うこととなりますが、幼稚園のほうでは、保育所で預かっております一時保育のような形で緊急な用事ができた場合等の預かり保育も新たに開始するようにいたしております。家庭でお子様を育てている家庭、子育て世帯に対する支援につきましては、従来から行っております地域子育て支援拠点事業、これは藍住ひまわり保育園、藍住保育園、2か所の保育園で支援いたしておりますが、週5日間親子連れで保護者と共に保育園に解放した形で通うというようなことができる制度であります。その他、ファミリーサポート事業とか、従来から制度としてありますが、家庭で子育てしている世代についても支援するような形で、今後とも充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

小川議員さんの子ども・子育ての制度に関しま

す御質問のうち、幼稚園の関係について御答弁をさせていただきます。

まず、幼稚園での一時預かり保育について、どうしていくのかといった御質問でございますが、現在幼稚園におきましては、午後の預かり保育を実施いたしております。これにつきましては、年間原則として年間通して一時預かりを利用されるといった方への預かり保育の提供をいたしております。新しい制度で、求められております一時預かりにつきましては、現在予定をいたしておりますのは、幼稚園に通っております子供さんにつきましては、家庭の御都合で一時的に保育をしてほしいといった申出があった場合にそれを行っていきけるような方向で現在検討を進めているところでございます。それと幼稚園の入園申込書の関係でございますけれども、保育所に通われている子供さんにつきましては、保育所のほうから案内のほうをさせていただいております。また、申込書につきましては、各保育所、また、幼稚園、そのほか児童館、それと役場庁舎のほうに申込書、また、関係の説明の資料等も備えておきまして、お渡しさせていただけるような形を取っております。それで、保育所に通われていない子供さんにつきましては、来年度の入園の該当する子供さんの名簿によりまして、まだ、申込みがされておらない子供さんがおいでる場合、各幼稚園のほうから直接電話等でお知らせをさせていただきまして、町外の幼稚園に行かれる場合は、どちらの幼稚園に行かれるかというふうなことをお聞きして把握をさせていただくようにいたしております。そういったことで、直接、御連絡をさせていただいておるといふふうに形を取っております。広報につきましても、町の広報あいずみ、また、徳新の町の広報欄に幼稚園の入園申込みの募集について掲載をさせていただいているところでございます。

続きまして、教育現場での運動、遊びやものづくりを通しての協調性や独創性を養う取組についてでございますが、まず、幼稚園では、様々な遊びを通して多様な感情体験を味わい、そうした中で友達存在に気づき、自己も充実させながら協調性や独創性が養われるよう指導しており、特に、ドッジボールやサッカー、鬼ごっこなど、ルールのある遊びや集団遊びを段階を追って取り入れております。

また、木の実や木の葉、砂、土などの自然物、空き箱や段ボールなど、様々な素材や材料を使った造形活動を通して、一人一人が工夫をし、作った物を披露したり飾ったりすることで自分に自信を持ち、他の園児の刺激にもなっております。小学校では、体育の時間の縄跳び指導の延長で休み時間に長縄跳びの練習を奨励しております。3学期には校内での長縄大会を実施しており、これに向けて一丸となつ

て練習することによりお互いを思いやり、協力して楽しく遊ぶことの大切さを体得させています。このほか、ドッジボールやリレー、マラソン、学年交流タグラグビー、阿波踊りや音楽に合わせた創作ダンスなど、各学校においていろいろな取組を行っております。

また、野菜作りや稲作体験、学級で育てた野菜等を使ったおやつ作り、藍の栽培や藍染めの作品作り、わら細工体験や木工教室、低学年の生活科でのおもちゃ作りなど、ものづくりを通して協調性や独創性が養われるよう工夫した取組が行われています。中学校においても、部活動のほか、クラス対抗の球技大会や体育祭での団体競技、文化祭での模擬店の計画から準備、経営の活動、技術科や家庭科、美術科での創作活動などを通して、協調性や工夫創造する力の育成を目指しております。

続きまして、学校給食での中国産野菜の有無につきましては、本町では中国産の野菜は使用をいたしておりません。

次に、幼児教育における食育の位置づけについてでございますが、平成18年に策定された文部科学省の幼児教育振興アクションプログラムにおいて、食育基本法及び食育基本計画を踏まえて食育を推進することとされ、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領では、健康な心と体を育てるためには、食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であり、これを踏まえて、幼児の食生活の実情に配慮し、なごやかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすることとされております。各幼稚園におきましては、こうした趣旨を踏まえ、幼児期における食育の重要性を認識して取り組んでおり、毎日の給食指導を通して、友達と食べることの楽しさや、食べ物を大切にする気持ち、用意してくれる人々への感謝の気持ちが自然に芽生えるようにしています。

また、小学校の栄養教諭による食育指導や、紙芝居や絵本を使って「食べたもので体が作られる」ことを教えたり、園庭で野菜を栽培し、収穫したものを家庭に持ち帰って試食することで、食べ物への興味や関心を高める活動も大切にしています。

このほか、給食参観を実施し、保護者の方にも理解と協力をいただき、家庭と連携して取り組めるように努めております。

続きまして、地産地消の取組についてでございますが、県教育委員会が毎年3回、県下市町村での徳島県内産地場産物の活用状況を調査していますので、まず、この

結果から申し上げます。昨年11月期の調査では、県平均の活用率が39.1パーセントのところ、藍住町の活用率は40パーセント、今年の2月期では、県平均が38.7パーセントで、藍住町は41パーセント、今年の6月期では、県平均が47.9パーセントで、藍住町は55パーセントとなっており、1年を通して県平均を上回っております。藍住町の学校給食では、主食の米は藍住町産のキヌヒカリを使用しており、野菜は、藍住町新作物研究会の御協力をいただき、小松菜、チンゲンサイ、ねぎは1年を通して藍住町産を使用し、その他の野菜についても、4月から5月にかけては藍住町産のニンジンを使用しており、レンコン、大根、ほうれん草など旬の野菜で可能なものは、できる限り藍住町産を使用するように努めております。

次に、子供の野菜嫌いをなくし、野菜の摂取を増やす取組についてでございますが、幼稚園においては、先ほど申し上げましたように、食育の取組の中で、園庭での野菜栽培や、一人一鉢の栽培を行っており、苦手な幼児が多いトマトやピーマンなどを自分で栽培することで食べられるようにもなっております。野菜の摂取が大切なことを栽培や絵本、紙芝居等を通して知らせ、偏食をなくしたり野菜の摂取を増やす工夫をしております。

また、学校給食では、徳島県産や藍住町産の野菜を積極的に活用し、野菜嫌いな子どもでも食べられるように料理の味付け等を工夫しており、食育だより等に野菜についての記事を掲載し、家庭への啓発も行っております。担任や栄養教諭は、毎日の給食時間に野菜の働きを教えたり、野菜を作る農家の方や料理を作る調理員さんに感謝の気持ちを持てるように働きかけたりしながら、残さず食べるように指導をしております。小学校2年生では、生活科で夏野菜・冬野菜を栽培し、自分が育てた野菜を食べることで、野菜嫌いを克服できるように働きかけ、5年・6年の家庭科でも、野菜の栄養や働きを学習し、嫌いな野菜でも食べられるような指導を行っております。また、6年生では、藍住町食生活改善推進協議会「藍愛グループ」の皆さんに、郷土の野菜を使った料理を教えていただき、野菜嫌いの克服に役立てております。

また、町内学校における食育推進委員会では、毎年「ストップ・ザ・野菜不足」をテーマに幼小中の全家庭を対象にリーフレットを作成し配布をしております。野菜の必要量や働き、簡単な野菜料理のレシピを掲載し、家庭への啓発も行っております。

次に、朝食を食べない児童生徒の状況と改善に向けた取組についてでございますが、食育推進委員会では毎年朝食等に関するアンケート調査を実施しており、今年10月に実施したアンケート調査結果では、朝食を毎日食べている子供の比率は、幼稚園児から中学生までの平均で86.3パーセントであり、週に四、五回食べるというのが7.5パーセント、週に二、三回食べるというのが2.7パーセント、ほとんど食べないという子供が3.5パーセントとなっており、年齢別では、高学年になるほど、食べていない割合が高くなっています。昨年のアンケート結果との比較では、朝食を毎日食べている子供の比率が0.9ポイント低下しており、ほとんど食べていないという子供の比率は、ほぼ横ばいの結果となっています。

また、朝食を食べない理由としては、食欲がないというのが54パーセント、時間がないというのが36パーセント、用意されていないというのが7パーセント、太りたくないというのが3パーセントとなっています。

また、早寝・早起きのアンケート結果では、高学年になるにつれて寝る時間が遅く、朝起きる時間も遅くなっており、これが朝食を食べないことにもつながっているものと考えられます。中学生では、家庭での学習も増えてくることから、寝る時間が遅くなり、起きる時間も遅くなっているものと思われませんが、朝食の重要性を改めて理解させていくことが必要であります。

また、朝食に関しては家庭教育の役割が大きい分野であり、学校ができる働きかけに加えて、保護者の方への啓発も不可欠であります。各学校において、アンケートの結果を把握し、特に学年を絞って栄養教諭による重点的な指導に役立てるほか、学級担任から朝食の欠食が続く児童に対して指導するとともに、学年だよりや保健だより、食育だより等でも朝食の重要性を掲載し、家庭への啓発を行っております。また、保健センターでは、朝食の「アイデア料理コンクール」を毎年実施し、本年度も500人を超える児童生徒が応募しており、朝食の大切さについて、親子で話し合う機会となっております。

また、4小学校の高学年児童を対象に「自分で作るお弁当の日」を実施しており、保護者の多忙等により朝食が用意できない家庭でも、自分で作れるようにすることも、狙いの一つとしております。

今後とも、幼稚園、学校、家庭、教育委員会や関係機関等で連携しながら、食育に取り組むとともに、朝食欠食の改善に努めていきたいと思っております。以上、御答弁

とさせていただきます。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

小川議員さんの防災対策で、冬場の道路対策についてと千鳥橋から奥野橋間の北側歩道についてということで、御答弁をさせていただきます。冬期の道路対策として、毎年町道に架かる橋梁に凍結防止剤を配置し、気象予報等により凍結が予想されると判断した場合には、直ちに散布し交通に支障がないよう注意を払っております。今月5日、6日の東みよし町、つるぎ町のような大雪に対する備えについてであります。率直に申しまして、本町は縦横に道路があり、孤立状態とはならないと考えておりますので、特に対策は必要ないと考えております。

次に、千鳥橋から奥野橋間の左岸側にフェンスの設置をとのことですが、現在住宅地沿いの地点には設置できており、千鳥橋付近の河川側が直立のコンクリート擁壁の部分は、ガードレールが設置されております。農地沿いにはできていない状況ですが、のり面も緩やかで高水敷もありますので設置は考えておりません。

奥野橋から元村橋の間の舗装につきましては、まだ県管理のため、早急に舗装ができるよう要望をしてまいりたいと考えております。

元村橋の拡張については、現在ゆめタウンからの通行が規制されているための意見と思われませんが、橋の西側に四国電力の高圧鉄塔があり、この移転には高額な補償費が発生しますので、現在の交通規制のとおり通行をお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは小川議員さんの御質問のうち農業振興につきまして答弁をさせていただきます。

まず、国の農政大改革に対する取組と農業の6次産業化に向けた対応はということにつきましてでございますけれども、政府の規制改革会議が公表した農業改革案は、農協中央会制度から新たな制度への移行や、全農等の事業、組織の見直しなどが求められております。しかしながら、例えば、全農の株式会社化は、営利優先により不採算部門の縮小や廃止を招くのではないかと、信用事業の譲渡は、収益の低下による営農指導事業の弱体化や、経営の効率化による不採算店舗の閉鎖につながるのではないかとといった懸念もあります。今後の議論の行方によっては、本町の農業や地

域住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるものを含んでおります。

また、農業委員会の委員の選挙は廃止し、市町村長が選任することや、農業生産法人への企業の出資制限は、現行の総議決権の25パーセント以下から50パーセント未満に緩和し、新規参入を促すことも求めております。

しかしながら、農業団体の反発もあり、いまだ不透明な部分が多く、全国的な制度改革でもありますので、今後の情勢に注視をしたいと考えております。

農業の6次産業化に向けた対応は、6次産業化に興味のある農業者の方を対象として、定期的に研修会を開催し、県や町商工会、金融機関等の関係機関から講師を招きまして、6次産業についてノウハウや支援内容について等知識の習得をしていただいております。現在、町内の数軒の農家では、6次産業化に取り組みされており、既に商品化を行い、野菜の素材を生かしたドレッシングや加工品の販売を行っている農家や商品化に向けて模索をしている農家もあり、徳島市内で行われている徳島マルシェや徳島食材フェア、また、町内のイベント時には試食を行いアンケートを行っておりますので、経済産業課の職員が同行して支援を行っております。今後も、県や町商工会と協同して支援をしてまいります。

続きまして、地域ブランド品の販売戦略体制の充実についてでございますが、本町の春ニンジンにつきましては、全国第1位の生産量で、高品質についても全国の市場に知れ渡っております。しかしながら、安定した収益を上げてまいりましたニンジンも、競合産地との価格競争や根強い消費者の低価格志向等により、近年の販売経過として、低価格販売が続き農家の皆さんが御苦労されております。農協等、販売業者には、有利販売に向けてお願いをしております。また、自立経営農業振興会や新作物研究会を主体として、ニンジンの加工業者を招き研修会や商談会を実施し有利販売、6次産業化に向けて努力されておりますので、町としても支援してまいります。今年は、5月に両会から4名の会員がシンガポールで開催された四国フェアに参加し、本町のニンジンの紹介を行ってまいりました。現地の試食でも好評で、日本産自体に付加価値があることから少量ではありますが、高値販売できたと聞いておりますし、県の重点輸出品目の一つになっておりますので、県から町を通じ両会の本事業に財政支援もいただきました。輸出の状況を知るために、来年以降も引き続き実施予定にしております。

また、新作物研究会は、現在の時代のニーズにマッチしたミニ野菜等の栽培に取り組まれ県外のバイヤーからの問い合わせも増加しており、町としても農家の紹介や学校給食への利用等支援をしてまいります。

本町では、担当事務局として経済産業課の職員が、農業者団体に関わりを持っていますので、今後も協力して事業を実施してまいります。

それから道の駅を誘致し農家の収入増についてということですが、道の駅の設置につきましては、町と道路管理者が県の場合は双方が分担して、設置基準に沿い施設整備を行い、国土交通省に登録申請を行うこととなります。用地取得、施設整備、運営に多額の費用を要するため、現状では道の駅設置は考えておりません。農家の収入増加の方策として、自立経営農業振興会及び新作物研究会の会員が主体となり、従来の出荷体制に加え小売店での店頭委託販売や小売店への直接販売、徳島マルシェや町内イベントでの直売、ニンジンの加工業者との商談会や6次産業化に取り組んでおり、町としても応援施策を実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。

それから、新規就農者の育成と確保についてでございますが、本町では、平成24年に20歳代の青年が新規就農されました。就農以後、県、町、本人と相談しながら青年等就農計画を作成し、町が認定を行いました。認定後は、計画に基づき補助制度や低利融資による機械の導入や青年就農給付金の給付を受けられています。ただ、この給付制度は期間限定の所得補償でありますので、経営安定に結びつくように、県鳴門藍住農業支援センターからの栽培技術の指導や町としても、新作物研究会、あととり会への加入推進により、研修会やイベントなどに積極的に参加していただいております。これらが農家のネットワークづくりの一助になればと考えております。今後も、計画目標が達成できますように、関係機関と連携して支援してまいります。新規就農者の確保につきましては、就農計画の該当者の計画作成時には、新たな経営体として自立することとの事業の趣旨から種々条件がありますが、全面的に協力をさせていただきたいと考えております。農業後継者につきましても、家族経営協定の締結により人・農地プランに位置づけられますと、機械、施設の導入時に低利融資や補助制度もあります。

また、自立経営農業振興会会員の方には、町独自の利子補給制度があり、現在同振興会、新作物研究会、農業後継者の団体として、あととり会がありそれぞれに運

営補助金を支出しており活発に活動をされています。今後も、各会の担当者が関わり補助制度や融資制度の活用、会の運営に支援をしてまいります。

それから、過去5年間の宅地への農地の転用面積ということでございますが、まず21年度でございますけれども、1万5,600平方メートルが転用されました。それから22年度につきましては9万4,439平方メートル、この年はゆめタウンが建設された年で関係の転用申請がございましたので、申請の面積が突出しております。23年度につきましては3万4,853平方メートル、24年度が2万8,021平方メートル、25年度が4万3,655平方メートル、5年間の合計が21万6,638平方メートルでございました。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

答弁をいただきましたので、再問をいたします。

待機児童の解消について、10月までが0歳児が27人、1歳から2歳児が10人、合計37人が待機しているというような報告を受けました。この中で29年度までに3か年かけて解消に努めるとのことですが、小さい子供を育てながら働く意欲のあるお母さん方がよりよい環境で働くことのできる体制を整えるためにも早急に待機児童の全面解消をしていただきたいと思います。

子供の野菜嫌いをなくし野菜摂取増への取組について伺いましたが、小学校においても各学年一部の学年では取り組んでおるとのことですが、是非野菜のプランター栽培を進めていただきたいと思います。プランターでもトマト、ナス、ピーマン等は栽培できます。応神町の花屋さんは、毎年5月に小学生のプランター栽培を進めております。子供たちに野菜苗とプランターを配り、植物の成長や収穫の喜びを知ってもらって、子供の野菜嫌いをなくす取組をしています。是非小学校においてもこのプランターによる家庭菜園を推薦いただきたいと思います。

農業の6次産業化に向けて先般農業の6次産業化に向けて学ぶ研究会が吉野川市であり、四国大学の高橋啓子教授が「郷土料理から特産品加工を考える」と題して話した、この研究会は農業の6次産業化で所得の向上を図ることを目的にしたとのことでした。本町においても今や米の生産で30キロが5,000円や6,000円で販売していたのでは採算に合わないと思われれます。先ほどの理事者の答弁では、答弁によると過去5年間の本町の農地の宅地化は5年間で21万6,000平方メートルとの報告を受けました。この数字は県下でもトップクラスの宅地化になって

いるのではないかと思われませんが、この農地の宅地化を少なくするためにも農家の収入増を図ることが一番だと思われます。その意味でも早急に6次産業化を図るべきだと思います。本町においても、まず第一歩として、このような勉強会を早急に開催してはどうかと思います。

次に、新規就農者の育成についてですが、2013年度の徳島県の新規就農者は105人になっております。これは青年就農給付金により45歳までの新規就農者に年150万円給付で最長で7年間ということで、新規就農者が増えているとのことであります。本町においてこの就農金を最大限に利用してもっともっと増やしていただきたいと思ひます。また、農業機械購入に対して国や県の補助制度はありますが、申込みが複雑でポイント制のため農家が申し込んでもほとんどの人が受けられない、受けられなかったとの声を聞きますが、頑張る農家に対して、町独自で農業機械補助金を出してはどうか伺っておきます。

次に、道の駅誘致について、前向きな答弁はありませんでした。徳島市においては、国府町に道の駅を誘致することで市議会においても議論がされております。隣の鳴門市でも坂東地区に道の駅ができてます。行政がもう少しやる気があれば誘致できるのではないかと思われますが、もう少し勉強していただきたいと思ひます。

次に、冬場の道路対策については、道路凍結対策については、毎年凍りやすい橋とか付近に凍結防止剤を置いて、凍りやすい日は、まいているとのことでしたが、県西部のこの度の大雪は5日ぶりに孤立状態は解消しました。今回の大雪に関して気象庁は予想できなかったとのことであります。また、三好市においても予測できなかったくらいの大雪だったため対応の遅れを指摘されております。藍住町においても先ほどの答弁では全く準備していないということでありましたが、26年から27年前に昼間で、雪の重みで電柱が倒れ自動車やバスが全面ストップで交通機関が麻痺したこともあります。近年の異常気象で大雪が降らないとの保障はありません。大雪が降ることも想定に入れて取り組んでいただきたいと思ひます。今日の昼のニュースでも報道されていましたが、今夕から明日にかけて20年ぶりの弾丸低気圧が発生するとのことですが、町内の車においてほとんどの方が、雪用のタイヤは使っておりません。積雪や凍結の場合、事故や交通麻痺等が予測されますので、町としても道路対策に今日より取り組んでいただきたいと思ひます。時間がありませんので、農機具の購入の町の対策についてだけ伺っておきます。

佐野議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは小川議員さんの再問に答弁をさせていただきます。農機具の補助に町の補助金をということでございましたが、農家の方からも確かに国の補助制度を受けるについては、なかなか難しいというようなことも聞いております。ただ国の制度につきましても、去年度につきましても、大雪の被害とかも多ございまして、確かに補助金がこちら地方までなかなか回ってこなかったということもございまして、今年度補助金が非常に受けなかったというよりは、補助金の配分がなかったというふうなことも聞いております。ただポイント制度もございまして、なかなか受けにくいということでございますけれども、町としても全面的に支援も当然させていただいております。極力新規で機械を導入するとかいうことにつきましても、協力をさせていただきますし、ただ町単の補助金ということでございますけれども、今のところは、県下なかなか町単で導入補助をやっている町村っていうのもないようでございます。今のところ、先ほど申し上げました自立経営農業振興会の会員さんにつきましては、町単で利子補給をさせていただいております。機械の補助制度等につきましては、今すぐ導入をとすることは申し上げられませんので、検討というようなことでとどめさせていただけたらと思いますので、御理解のほどよろしくお願いたします。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

国の農政大改革に対して、本町の取組を聞きましたが、意欲ある農業者の育成や安心して農業を営む環境づくり、農家の活力のために早急に町として対策を立てていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

佐野議長
いたします。

次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

議長の一般質問への許可が得られましたので、ただいまから一般質問を行います。

まず、藍住町総合施設整備事業について、お尋ねをしたいと思います。構想案では、老朽化が進む福祉センター周辺、敷地面積3万940平方メートルの公共施設を集約、再編し、文化ホールを核とした複合施設に建て替えるという計画でありま

す。規模は延べ6,500平方メートル程度。文化ホールは650席を想定しており、舞台は多様な公演に対応するため、客席と額縁によって明確に区分するプロセニウム方式を採用することとしております。会議室や調理室、四、五十人程度、保健センターや包括支援センター、社会福祉協議会の事務室、集団検診用スペースなども設けることとしており、防災拠点に位置づけており、災害時には住民の避難所やボランティアセンターに活用するというこで、新施設の建設に伴い社会福祉協議会が入る町福祉センター、客席500席の多目的ホールがある町民会館、町保健センター、勤労青少年ホーム、緑の広場管理棟等の5施設を取り壊すことになっております。2015年秋までに設計を終え、15年度下期の着工、17年3月末の完成、同年度内の事業終了を目指す。事業費は34億円を見込むことになっております。設計費は1億2,400万円とし、9月の補正予算案に8,400万円を計上するとともに、残りを15年度の債務負担行為として設定をしております。事業費は、基金の取崩しや社会福祉施設整備事業積立金の取崩し、地方債の発行、国補助金などで賄う。石川町長は「できるだけ事業費を抑えながら、文化、福祉、防災、健康などあらゆる機能を持たせた施設にしたい。」と話しております。11月に発表されたこの計画は、検討委員会による構想を基にプルサーマルによって選定された業者からプレゼンされたプランであり、公表されたプランについて各種関係団体ともよく協議した上で設計に入り進めていく。以上がこれまでの経緯であります。文化ホール建設について住民の皆さんからパブリックコメントを求めたところ8名の方から次のような意見が寄せられております。「この（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業基本構想（案）はどのようなスタッフで構成されてまとめられたものですか。」「ホールでの行事はほとんど行われていないように思いますが、なぜホールを建設するのですか。公共施設複合化はいいと思いますが、ホールの必要性、稼働予測につきどうい見解か教えていただきたいです。」「徳島県内でも箱物建設の中止を決定した自治体がある。また2020年の東京オリンピックの会場施設でも予算の削減を検討中。大会終了後のことも考えて維持管理問題も検討中。藍住町文化ホールも将来のことを考えた計画書の作成をお願いいたします。藍住町民の皆様が理解できる、喜んでもらえる藍住町文化ホールにしていきたい。」「これから具体的に計画を進める上で、行政と住民の代表、町会議員や諸団体の代表等を含むによる意見交換会などは必ず必要ではないでしょうか。行政側の各部署

の意見も尊重しなければ住民サービスの低下につながりかねません。」「関係者以外による第三者委員会を作り、決して内々だけの話で進めていかないよう求めます。チェック機関が必要です。基本構想等は良い点ばかりで、悪い点が注目されません。良い点、悪い点両方併記してこそいいものができるはずです。段階、段階でチェックを行ってほしいです。藍住町民にとって必要となるべきものとなるよう。」「設計プランができた段階で町民に向けてプレゼンの場をつくっていただきたい。設計者からコンセプトを直に聞き意見交換をしたい。その広報は多くの町民に知らせるべく広報をお願いします。」これがパブリックコメントに寄せられた意見であります。その回答について、「基本構想（案）は文化ホールのほか、複数の業務を一つの施設に複合化することを目的としていることから、福祉、保健、建設、産業、下水、環境、教育、総務、水道などの関連業務に携わっている職員により構成された検討委員会により検討を重ね、各委員の意見を踏まえて作成しました。文化ホールに対する町の考え方や必要性、背景には、町民会館が老朽化により利用に耐えられない状況であること、人口減少社会の到来と大都市圏への人口流出によって、特に若年女性20歳から39歳が、2040年までに半減する自治体は存在できなくなる、懸念される中、若い世代が本町に住んでいたいと思っただけのような魅力を生み出す取組が必要と考えている。また、2040年には町民の3分の1が65歳以上となることが推計されていることから、高齢者の方にゆとりと潤いのある生活を送っていただけるよう、文化・芸術に触れ、交流を促すことができる場所が必要だと考えている。町民会館の稼働が少ない要因としては、舞台が狭い上、楽屋などの専用室が備わっていないこと、また、施設や設備、冷暖房、音響等の老朽化によって行える事業が限られていることなどが挙げられます。新文化ホールは、重点事業を音楽公演としつつ、演劇や発表会などの利用も可能な多目的ホールを想定しています。このことから、学校活動にも活用できるよう配慮するとともに、発表会や練習等への場の提供、自主公演事業、ワークショップ事業などを推進していくこと、また、アウトリーチ事業として、保育所、幼稚園、小中学校や高齢者施設などに出向き、潜在的な鑑賞者の掘り起こしやホールに行きたくても事情で行くことができない方に鑑賞機会を設ける取組を行うことも検討。これらの事業を展開することによって、新文化ホールの年間利用者数1万人以上を目指すこととしています。なお、各種教室・講座のほか、アウトリーチ事業などを行うことによって、更に利

用者数を増やすことができると考えています。町と町民の皆さんそれぞれに有益な施設となるよう、管理運営面と利用面それぞれの立場からの御意見をお伺いしなければならぬと考えています。管理運営面では、各担当部署等の意見や先進事例などを参考にし、利用面ではこの度のパブリックコメントのほか、設計の進行に合わせて町議会、文化芸術に携わられている各種団体、学校等から御意見を伺うこととしており、管理運営面と利用面それぞれの視点から出される意見を基に事業を進めていきたいと考えています。また、第三者委員会の設置は予定しておりませんが、公平・公正な視点から事業に対する御教示をいただくため、町議会へ細やかな報告をすることとして進めており、これまでも平成26年6月及び9月の議会におきまして、本事業に関する御報告をさせていただいたということでもあります。」

コメントでは施設の必要性の有無について問われております。また、将来的な観点から経費のかからないようにしていただきたい。各地域の公共施設は縮小傾向にあり、町民が理解できるようにしていただきたいなど僅か8名の方のコメントですが、町民を代表するような意見が集約されているんでないかと思えます。この施設は、理想としている文化ホール建設は生活の基盤ではなくて、生活の質を向上させるインフラ整備であることからどのくらいその地域に需要、必要性があるのか、その後の運用というものを考えると、どのようなものができれば理想に近づけるのか大変難しいと思えます。そこでまず、3点についてコメントの意見が十分反映されるように提示された現在のプランにこだわることなく柔軟性のある対応が求められております。その観点から既存の必要な施設は残して、必要最小限の整備を求める声も多々ありますが、ホールは今の位置に建て替えるのが一番いいのではないのでしょうか。駐車場はそのまま使えます、緑の広場はステージが備わっており、毎年の納涼祭では様々な催しに活用されております。日頃は親子連れなどが訪れ子供たちは賑やかに坂を上ったり降ったりして遊び体力向上にも良い、このまま残してもらいたいといった声があります。また、二つ目に若者に魅力的な文化ホールを目指していますが、音楽に親しむ若者や音楽活動に励む人たちの練習会場、リハーサル等自由に使える防音設備のライブハウス的な小ホールを別に造ることで、音楽、演芸活動などを通じて地域交流の場となり、町民の皆様が親しまれる施設となるのではないのでしょうか。3番目に文化ホール完成後の施設維持管理運営方法についてお伺いをしたいと思います。

続いて、インフルエンザワクチンについて、お尋ねしたいと思います。今年はいんフルエンザの流行が例年よりも早く、その猛威に備えてワクチン接種を奨励する報道がされております。乳幼児を持つ家庭や高齢者にとっては、大変不安な状況になっていると思いますが、先日もテレビ番組で局の御用医師と思われる先生がワクチン接種を呼びかけていました、女性へのインタビューで毎年ワクチンを打っているのに毎年インフルエンザにかかると話してる女性もおりました。現在、ワクチン接種に公費助成もされておりますが状況をお尋ねしたいと思います。まず、一つ目、分かる範囲で昨年のワクチン接種の実績をお伺いします。二点目、これまでワクチン接種による副反応の報告があればその状況をお尋ねしたいと思います。副反応は副作用のことです。三点目には、ワクチン接種時に医療機関等ではどのような説明をされているのかこの3点についてお伺いしたいと思います。答弁をいただいて、再問をしたいと思います。

佐野議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長 西川議員さんの御質問のうち、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業について御答弁をさせていただきます。

当事業につきましては、事業の基本構想案について、パブリックコメントを実施させていただきました。具体的な御意見と本町としての考え方は、町ホームページ等で公開させていただいているところであり、議員の御質問の中で御紹介をいただきました。改めて要約して申し上げますと、住民の皆さんの御意見としては、建築費はもとより、ランニングコストにも無駄な費用を使うことがないように十分に検討を加え、慎重に検討を進めていくようにとの御意見とともに、魅力ある場所にして、自然と人が集まる場所に、また、子供たちのために本物、一流のものに触れる場としてほしいと期待や要望の御意見もいただいております。いただいた御意見に対してのお答えした本町の考え方及び当事業についての基本構想並びに本日までの経過を踏まえ、改めて御説明を申し上げ御理解を賜りたいと思います。

今回の事業の対象といたしましたのは、最終的に、福祉センター、町民会館、保健センター、勤労青少年ホーム、緑の広場及び同管理棟であります。構想段階では、一帯全域について検討をいたしておりましたが、全体事業費などを勘案して今回事業の対象施設を決定いたしました。いずれの施設も社会状況の変化から必要機能や利用形態が変わってきていること、また、施設の老朽化が進行していることなどが

ら、近い将来、個別に建て替えをするよりも、各施設のこれからの必要機能を合わせた複合施設とすることが、長期的に見れば経費の節減と効率化につながるものと考えています。

文化ホール部分については、その整備の基本的な考えとして、「文化芸術を活用したまちづくり」を方針にいたしました。現在、日本の大きな課題として、人口減少社会への対応があります。全国市町村の約半数が「消滅可能性市町村」と言われ、藍住町においては、この消滅可能性市町村には該当しないものの、2010年、33,338人であった人口が、2040年には、31,450人に減少し、そのうちの3分の1である1万人余りの方が65歳以上という高齢社会になると推計されています。本町における人口減少社会への対応や具体的施策については、来年度策定予定の総合計画に盛り込んでいくことになると思いますが、現時点で基本的な考えることは、まずは、若者に定住してもらえるまちづくりとともに、多くの高齢者の方が余暇を充実して過ごせるまちづくりが必要でないかと考えています。若者の定住という点では、生活圏域に働く場所があることが重要な要件ではありますが、その他の点としては、スポーツ、文化活動、ショッピングなど充実した余暇が過ごせ、出会いがあり、子育て施策が充実しているというイメージを抱きます。この中で、文化活動の拠点、既存の児童館に加えて子育て世代が気軽に集まる場として、この度、整備する文化ホール等複合施設に、その役割を担わせることを考えています。新しい施設には保健センターを設置しますので、乳幼児健診に訪れた保護者の方が、憩える場、保護者同士が交流できる場に利用していただきたいと考えています。ホールの規模、機能としては、多目的利用を想定し、舞台機能や音響機能については、一流の演劇や演奏者による公演も可能な一定の機能を有するものを目指したいと考えています。ホール事業の展開にもよりますが、町民の皆さん、特に子供たちに一流のものに触れていただける機会を設けられるようにしたいと考えています。席数については、650席程度を予定しています。もう少し多くの席数、また、一流アーティスト等の芸能、演劇などの興行が催されるだけの席数をとの御意見もいただきましたが、施設規模が相当大きくなることや席数に応じた周辺駐車場の整備などを考えると、本町が耐えうる事業費には納まらないと思われれます。

また、そのような興行がどれくらいの頻度で行われ、それがまちづくりに役立つかについても検討した結果、本町としては、町民の方に使っていただける、町民の

方を主に対象とした事業展開をしていくことを基本とした文化ホールを整備することとし、予定席数を決定させていただきました。新しい施設に面した場所には、緑地広場を設置し、屋外イベントを催しできるほか、町民の憩いの場所とできるような構想といたしております。

施設の管理運営についてであります。新しい施設には、保健センター等の行政フロアのほか、社会福祉協議会事務室、現在の福祉センターや勤労青少年ホームで利用されている各種講座やイベント利用、各種会議などに御利用いただく予定です。ホール部分については、現在の町民会館のように施設の利用希望者にお貸しする貸館事業だけではなく、自主公演、学校活動の練習、発表会場の提供、文化芸術活動の普及など、様々な事業展開を想定しています。具体的には、平成27年度の早い時期に、管理運営についての協議に着手をし、施設の管理体制、文化ホールの具体的な事業展開についての計画を策定してまいりたいと考えております。

御質問にありました現在の場所への建て替えといったことも構想段階では検討いたしました。移転が要するとかいうふうな点もございまして、緑の広場の所に建設が一番いいのではないかなという結論に至っております。先般、基本設計に着手をいたしました。まずは、事務準備が整い次第、町議会、各種団体、関係者、専門的な知識をお持ちの方などに御意見をお聞きし、基本設計に反映させていきたいと考えております。以上御答弁とさせていただきます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

それでは、私のほうから西川議員さんの御質問の中で、インフルエンザワクチン接種について御答弁をさせていただきます。

まず最初に、昨年度のインフルエンザワクチン接種の実績についての御質問ですが、町が把握できるのは、65歳以上の高齢者の方などが対象の定期接種だけになります。平成25年度の実績では9月末での対象者数が6,495人でうち2,617人が接種されており、接種率は約40パーセントになっています。

次に、インフルエンザワクチン接種に伴う副反応についての御質問ですが、平成24年度における全国の状況は、厚生労働省の資料では定期接種と任意接種を合わせた推定接種可能人数が約5,000万人となっており、副反応の報告は301人で、副反応が起こる頻度は、およそ100万人に6人の割合になっています。

また、本町での定期接種による副反応の報告は現在ありません。

続きまして、医療機関等での説明内容についての御質問ですが、65歳以上の高齢者の方などが対象の定期接種は、予防接種法の規定に基づき、町のほうから有効性や注意事項等について、回覧文書等で周知をしています。さらに、医療機関では、医師から効果や接種後の通常起こり得る反応及び、まれに生じる副反応並びに予防接種健康被害救済制度について十分説明をした上で、接種希望を確認するために署名をもらっています。

また、任意接種については、予防接種法での規定はありませんが、医療機関では定期接種と同様の取扱いをしており、効果や副反応及び、重篤な副反応が生じた場合の救済制度の説明を行い、署名ももらっています。以上御答弁とさせていただきます。

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

答弁をいただきましたので、再問をしたいと思います。

複合施設についてであります。これからいろいろと協議をしながら決まっていくという段取りということでございますが、複合施設の整備事業の動機となったのは、やはり町民会館の老朽化と耐震性の不足、空調設備の不備とかそういったことであります。保健センターとか、今計画されております複合的な施設について、この町民会館に複合的な形で集約をしていく。こういうことについては、最もふさわしい時代の流れに添った一つの考え方であると思いますが、現在の位置に建て替えることも可能ではないかと思うんですね。建て替える前に行くのは社会福祉協議会ですけども、この今現在、青少年ホーム、勤労青少年ホームですね、これが全く使われていないということでございますので、社協がここに移転をして立て替えのまでの間にそこを使うということは可能だということも社協のほうでも話をしておりますが、こういった形で現在の所に建て替えるのがやはり一番経費がかからないのではないかと思います。これから各種団体等の意見交換、また、その他のいろいろな協議の場でも現在示されているプランしか選択肢がないということではなくして、ゼロからスタートするぐらいの柔軟性を持って対応していくべきではないかと思っております。管理運営についての答弁でありますけども、指定管理という形にすると、やはり経費の削減、縮減が図られるような実施されるものを選択することが可能となります。また、利用者の満足度を向上させ、より多くに利用者を確保

しようとする民間事業者の発想を取り込むことで利用者に対するサービスの向上は期待できるとともに、民間への市場開放にもつながります。民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することによって、利用者のニーズに対応したきめ細かなサービスの提供や官民の協働が期待できるわけでありますけれども、今現在、周辺いわゆる北島町の創成ホールにしても指定管理制度になっていて、非常に営業をやっております。一生懸命営業の中で、1年ぐらい予約が待たなければ使えないぐらいの利用者が増えているという、そういう努力を企業努力をすることによって、利用者が増えているという、そういうことを考えればやはり民間手法を取り入れたそういう経営、運営をしていくんだとそう思うように思います。

次に、インフルエンザについてのワクチンについてのことでありますけれども、現在副作用は報告はないということです。それと医療機関においての説明については、しっかりと対応しているということでございますが、この2013年の昨年です、ね、昨年の暮れから今年の2月頃までに流行したインフルエンザのウイルスを調べたところ8割のウイルスはワクチンが全く効いていなかったとのこと。後の2割については不明です。今のところ新聞報道しか情報源がないので、どのような研究によるものなのか詳細は分かりません。しかし、この結論は私たち医療機関で働いている者の経験と合致しています。病院勤務の方の話ですが、国立公衆衛生院疫学部感染症室長の母里啓子氏は、実はインフルエンザワクチンはほとんど効きません。これはウイルス学者たちの常識で日本で接種を始めた当時からそう言われていたそうです。厚生省とWHOのホームページ上では、はっきりとこう述べています。インフルエンザワクチンで感染の予防はできないと、また、有効とするデータもないと結論は出ているんです。テレビ、新聞はこのことを全面に出さずワクチンの必要性を繰り返すばかりです。インフルエンザ脳症の原因については、研究が続いていますが、世界中でインフルエンザが流行しても日本にだけ多いのはインフルエンザ脳症なので、ウイルスが原因というより、処方されている薬の副作用ではないかという見方が有力です。母里啓子氏は脳症とインフルエンザは別の病気で脳症の原因は、まだ明らかにされていないと、厚生省では1998年研究班での調査では、ワクチン自体には脳症を防ぐ効果はないとの結果がはっきり出ました。ウイルスは喉や鼻から入るから感染は全く防げないのです。当然、家族や周囲の人や乳幼児にうつさないということも不可能です。多くの人知らず知らずにインフルエ

ンザにかかっている、丈夫な体であれば症状も軽く済みます。インフルエンザは怖いものだと洗脳されているだけで普通の風邪より少し熱が高いだけの風邪なのです。ワクチン接種をいつも受けている人たちに限って毎回インフルエンザに感染しているということに気づいたことはありませんか。ひっきりなしに接種を続けているせいで、体が息をつく間もなく自分の体内で、免疫機能を定着させる余裕もないのです。血液中に異物があればあるほど免疫力はその内側の監視にエネルギーを奪われ、その分外から進入に対する防衛力は低下してしまうわけです。だから、違う形のインフルエンザウイルスに感染しやすくなったり、他の感染症にかかりやすくなってしまいます。このように血液中に異物があると免疫力が低下します。そして、免疫力が低下することで異物を排せつできなくなるという悪循環の中で異物が血液中にたまり続け慢性状態となってしまいます。ですから異物を一度に大量に直接的に血液中に入れる予防接種は一気に免疫力を低下させ一気に慢性化状態にしてしまう可能性が高いのです。高齢者のインフルエンザによる肺炎というとインフルエンザのウイルスが悪さをして、重症化するように考えがちですが、そうではありません。高齢者のインフルエンザによる肺炎のほとんどは、誤嚥性肺炎なのです。自然感染したほうが明らかに強い抗体を得てインフルエンザは長くても1週間も寝ていれば治る病気です。1976年から1994年までの18年間3歳から15歳までの学童へ年2回の義務接種が予防接種法によって行われていました。そのころは高齢者へのワクチン接種の議論などは全くありませんでした。80年にアメリカ疾病管理センターの調査団が来日して学童への集団接種は、インフルエンザ予防に有効だという証拠は見つからないとする調査報告が出されました。そして、群馬県前橋市の医師会が1980年から86年の6年間前橋市を含めその周辺の5市で、7万5,000人の学童を対象に調査を行いました。罹患率は接種率ゼロパーセントの市も90パーセントの市もほとんど変わりがなかったのです。アメリカ疾病管理センターの調査報告書や前橋医師会の調査報告書前橋データなどが相次いで発表されたため、学童への義務接種は中止されました。学童への義務接種は中止されると、今までワクチンを製造していたワクチンメーカーや医療機関の売上げは激減したためその穴埋めに今度は高齢者への接種をたくらみました。最もらしい理由をつけて子供がだめなら高齢者に接種するという全く非科学的な医療行為が推し進められ以前の売上げを取り戻すために公金を使い製薬会社、医療機関のために高齢者

へのワクチン接種が行われるようになりました。ワクチンは薬事法上の劇薬です。ワクチンや血液製剤などウイルスや生物の組織では、知らないうちに活性化したりするなどといった、いつ何が起こるか分かりません。汚染されている可能性もあります。ウイルスが活動しないように不活性化するには、ホルマリンを使います。接着剤や防腐剤に使われるにおい付きの薬品で建築物などの素材の加工に使用されることが多く揮発性の化学物質となって、俗にシックハウス症候群という化学物質過敏症の原因ともなるのです。もちろん劇薬で、しかも発がん性物質でもあります。副作用として代表的なものは、ワクチンに含まれている物質へのアレルギー反応です。大きな副作用の一つにギラン・バレー症候群があります。免疫機能がおかしくなる病気でありましてこのような副作用についてのことが書かれているんですけども、これがインフルエンザワクチンの添付文書で、厚生省に提出する義務になっているんですけども、この内容が見てみますと、まず、劇薬と書いてありますね、ここに。その何でこのワクチンができていくかということについて、先ほども書いておりましたけれども、まず、ホルマリン、ホルムアルデヒドというものです。それと、チメロサル、これは水銀化合物で体の中に入ると神経性の障がいが出るといったものが入っているということで、効能効果に対して、これはインフルエンザの予防に使用するという事だけ書いてあって、どういう効能があるということは一切書いておりません。それで、接種をするときはしっかりと診察を行ってするようにということが書かれております。それで、これだけのこの副作用があることずっと書いてあるんですけども、まず、重大な副反応としてアナフィラキシー症状、それから急性散在性脳髄膜炎、ギラン・バレー症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、ぜんそく発作血小板減少、血管炎、間質性肺炎、脳炎、脳症、皮膚粘膜眼精症候群、その他の副反応、かなりの副作用が書かれておりますが、これはインフルエンザを接種した後にいろいろと医療機関や薬剤メーカーから報告された副作用が次々追加されていって、これだけの膨大な量になるという、そういうものが公表されております。非常にこのギラン・バレー症候群というのは、足、手足の神経を麻痺してしまって、動けなくなるというようなそういう症状が出るということを書いてあるんですけども、アメリカミズーリ州ニキサー市連邦請求裁判所と予防接種公的補償プログラムがワクチンに含まれているチメロサル、水銀化合物ですけども、接種後に結果として退行した子供に有利な判決を下したと、この裁判の内実は、原

告側に打たれたワクチンが後に退行性脳障害と自閉症へと導く症状を増大させたと言われていました。公式な文献によると、この子供はワクチンが与えられるまでは健康な子供のように発育していましたが、ワクチン接種後直ぐに自閉症へと退行していきました。その子供は全米でも著名な自閉症の専門家によって診断されました。10年以上もの間、数千人の保護者はワクチン接種後に彼らの子供たちが急激に退行していったという報告書を出してみました。自閉症のケースは過去15年間の間150人に一人という数で劇的に増加しており、今日の小児発達障がい疾患のトップであります。昨今、乳幼児へのインフルエンザワクチン接種は奨励される傾向にあることはとても危険だと思っています。副作用が起こりやすいのは乳幼児だからです。ほとんどの副作用は報告も保障もされません。副作用の実態は何も分からない。何もしないほうが安全でインフルエンザよりワクチンが怖い、このような記事ですけれども、この引用文献は「2005年7月の朝日新聞」、また、「医者には行けないインフルエンザ・ワクチンと薬」母里啓子氏のジャパンマシニスト社から出されているものです。消費者レポート日本消費者連盟、国立公衆衛生医院の疫学感染室長を務めた母里啓子氏などの引用文献であります。非常に重篤な副作用として現れることも報告されていますが、時間がたっても、たつて現れた場合や、因果関係がはっきりしないなどの理由で、国も製薬メーカーもほとんど認めないといわれています。添付文書にはワクチン接種者に対して、必ず健診なども行ってその副作用も説明して、しっかりとこの納得を得るということを求められています。公的にも進めているものですから、やはりこれを積極的に推進するというようなことは、あんまりしないほうがいいんじゃないかと公的機関からですね、インフルエンザを予防しましょうと言って推進するのはあんまり積極的にしないほうがいいんじゃないかと思えますね。それで、鼻や喉、口からの粘膜通して入るウイルスに対してですね、血管に抗体を作るのを目的でワクチン接種っていうのは全く関係のないわけで、そういうことが実際に厚労省も、また、製薬メーカーもそして、ウイルス学者等もきちんと証明していますので、やはり積極的にワクチン接種を進めるというのがそういう被害者、特に乳幼児に対しては、しっかりと注意、慎重にすべきではないかと思うように思います。その部分については、やはりそれを推奨する役場にも責任があると思えますので、そのへんのことをしっかりと対応すべきではないかと思えます。

佐野議長 西川議員。答弁は、何を求めとるん。

西川議員 先の福祉施設の。

佐野議長 福祉施設。

西川議員 うん。

佐野議長 ワクチンについてはですね、

西川議員 後のことは、そういうあんまりですね、進め方
というか、案内の仕方を考えたほうがいいんじゃないかと。案内の仕方。

〔議員、口々に発言あり〕

佐野議長 国の施策でそこで進んでいきよる中で、町が
それをだめですよっていうんは、それはもう。

西川議員 いやいやいやいや。違う。だめですよでない。
やはりそういう障がいが起こってしまったときに責任を問われるということが、各
地で今まで起きてきてますので。

佐野議長 分かりました。複合施設についてはですね、答
弁させます。

西川議員 それで結構です。

佐野議長 ワクチンについてはですね、西川議員の言よる
趣旨は分かりますけども、答弁としてはちょっと難しいかなと感じます。

佐野議長 安川企画政策課長。

安川企画政策課長 西川議員さんの再問のうち文化ホール等の整備
事業に関することについて、御答弁をさせていただきます。

まず1点目、現在の位置に建て替えるのがいいのでないかという点でございます
が、構想段階でも検討いたしました。構想段階では3か所の候補地を考えたわけで
ございますが、最終的に現在の案の位置に決定いたしましたのは、まず、新しい施
設の規模からしますと現在の建物より相当大きくなるというふうなことで、立て替
えをすれば福祉センター、町民会館、保健センターをまず取壊しする必要がある
という点で、移転が生じてまいります。移転先、また、仮設というのも必要にな
ってくるわけございまして、それがまず1点。それから緑の広場の位置に新しい
施設を建てまして、現在の建物の位置を緑地広場にすると、それと駐車場にする
という点で、一帯が現在のプール跡の駐車場とともに広い、大変広い空間が空間つ

ていいですか、駐車場と広場ができるということで、災害時にはいろいろと利用できるのではないかとこの点が2点目です。それから駐車場が今現在でも体育館の利用時とかには不足しがちであるというふうな点で、駐車場ができるだけほしいというふうな点で、現在の案にしますと、駐車場がある程度更に確保ができるという点でございます。それから設計業者のほうにも確認しましたら、緑の広場の辺りが一番いいであろうというふうな御意見もいただいて、最終的に現在の案にさせていただいたところでございます。また、建て替えをするにしても、現在の案にするにしても施設本体の工事費としては大きく変わりがございませんので、ほとんどの事業費が現在の施設の本体工事にかかってくると思いますので、いろいろの趣旨を考えまして現在の案にさせていただいたのが一番いいのではないかとこのことで、現在の案とさせていただいております。

それから2点目の管理運営に関することについてでございますが、管理運営に関する計画の策定につきましては、平成27年度の早い時期に着手をしたいと考えております。施設管理につきましては、施設の一般的な維持管理のほか、文化ホールの舞台設備や機器の運用には、通常二、三か月の訓練を要するとのことであり、相当の熟練が必要であると聞いております。また、文化ホールの事業展開につきましても、自主公演や文化活動の運営については、専門的なノウハウが必要と考えられるとともに町民の方にも参加していただくの事業運営も必要でないかと考えております。管理運営につきましては、専門的な知識が必要と予想されることから、施設管理やホール運営にノウハウを有する者に指定管理により委託することが望ましいのではないかと考えておりますが、他団体の例を参考としつつ町議会や関係者の御意見をお聞きしながら今後検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

これから協議をいろいろ意見を聞くということなんですけど、意見を聞く、聞き方によっていろいろな意見が出てくると思うんです。それで今現在のプランを持ってこの中でどうかという意見の聞き方と、今までの計画をいろんな形に変更をしたほうがいいのかどうかという聞き方といろいろな聞き方があるんですけど、その意見の聞き方については、どういうふうな聞き方をするんですか。

佐野議長

安川企画政策課長。

〔小堀議員、「決まってしもうとるんじゃ。」との声あり
あり
江西議員、「これから検討するってなっとんやけん、それ聞きなよ。もう決まったみたいだよ。」との声あり
小堀議員、「うん、決め……。」との声あり〕

安川企画政策課長 今現在、住民の方に住民の方といたしますか、各種諸団体の方などに御意見をお聞きすべく、今候補者、お願いする方の名簿を作っておるところでございますが、できれば12月にしたいと考えておったのですが、ちょっと作業的に遅れてまして、1月中には開催したいということで、今努力をいたしております。何も無い中で、御意見をお聞きするというのも、なかなか御意見も出づらと思いますので、ある程度今まで打合せしてきました内容を設計業者に図面を引いていただきまして、それに対して御意見をいただくような方法で考えております。

佐野議長

よろしいですか。

〔江西議員、「議長、関連でちょっとお願いします。
関連、何で関連、関連。」との声あり〕

〔議員、口々に発言あり〕

佐野議長

関連な、簡潔に。

佐野議長

江西博文君。

江西議員

今課長の話の中で、この前初めて当初予算、設計が出ました。その時全員協議会をいたしました。その時に場所の決定については、これから検討すると、議会にも相談しますという話がありました。課長が今の場所がベストだという答弁があったんだけど、これはもう決定したんですか。これ議会全員協議会に諮ってますよ。

〔西川議員、「いや、決定はしてない。」との声あり〕

江西議員

今したって言よった。今の場所がベストって言うたんよ、課長は。

〔西川議員、「決定したんやな。」との声あり〕

佐野議長 決定はしてないだろう。まだ、これから……。

江西議員 敷地でなしに、建築場所。建築場所もよ。

〔 古川議員、「今の場所に……。」との声あり 〕

江西議員 緑の広場ものけて。

佐野議長 決定ではないと思いますよ。

〔 古川議員、「緑の広場のほうへ持って行くという
な。」との声あり 〕

江西議員 緑の広場のほうへ持って行ったほうがベストや
って言うたんよ。それは違うでないかってこの前全協で話があったでえ。

〔 小堀議員、「全協の時、こういう話出とんで
よ……。」との声あり 〕

江西議員 その時は、課長はこれから議会と相談、議会と
か有識者と相談していきますってなったんよ。建物があそこの福祉センターの全体
の敷地はあそこで決まっとんでよ。その中の場所についてよ、議員さんの中にもい
ろいろ意見あった、あると思うよ、今でも。

〔 小堀議員、「間取りのな、レイアウト。」との声
あり
江西議員、「レイアウト。」との声あり
古川議員、「建物の場所。」との声あり
西川議員、「文化ホールの位置なんです。」との
声あり 〕

江西議員 課長が今、緑の、これ大事なことやけん、本会
議で答弁したことを言うけどな、緑の広場がある場所へ本体を持って行ったほうが
ベストやって言うたんよ、今。当初の全員協議会に諮った時にも図面と一緒の所で
え、場所が。ということは、全協で話、全協で場所変えてもこれからの話です。設
計者と話してこれからのことですって課長答弁したんでよ。そしたら、緑の広場を
のけてそこへ建てるのがベストですって今答弁したんでよ。設計者もそう言よりま
すって言うて。議事録おこしてみな。

佐野議長 ちょっと待ってくださいよ。課長な、今言よん
は、そのいうレイアウトどこにどういふうなものを持っていくかっていうことを

これを今課長は何か決まったようなことを言うたということも決まってないんか。

〔古川議員、「緑の広場のとこっていう話を出して
きとるけん。」との声あり〕

江西議員 緑の広場を撤去して新しく建てる施設をそこへ移動するのがベストという設計者の話があったので、これがベストと思いますって言うたんよ。議事録おこしてみてくれだ。これ本会議場やけん、本会議場で課長が答弁したことやけんな。今度、最終日でいろいろ委員会こしらえるって言よるけんど、本会議で答弁してありますって言うたら、もう決まってしまうんでよ。委員会要らんようになってしまうんでよ、それだったら、それを聞きたいんよ。

佐野議長 小休します。

(時に午後2時46分)

佐野議長 小休前に廻り会議を再開いたします。

(時に午後3時34分)

佐野議長 関連で江西議員からの質問で、ちょっと行き違いがあったようです。安川企画政策課長より答弁を申し上げます。

佐野議長 安川企画政策課長。

安川企画政策課長 建設場所につきましては、以前、全員協議会におきまして、ボーリング調査をした上で最終的に決定する予定との御説明をさせていただいておりました。

佐野議長 今日のそこがベストと言うんは、撤回する、それに替えるということで……。

〔江西議員、「議長が撤回したらいかんわ。」との声あり
小堀議員、「議長でなしに、こっちが撤回せないかん。」との声あり〕

〔議員、口々に発言あり〕

安川企画政策課長 先ほどの答弁の修正、訂正をさせていただきます。御説明した建設場所がベストというふうな最適ということで御説明申し上げましたが、調査をした結果で最終決定をするということで、訂正させていただきます。

佐野議長 以上で、通告のありました5名の一般質問は終

平成26年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成26年12月18日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 発議第14号 藍住町議会だより編集委員会委員の選任について
- 2) 発議第15号 (仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会の設置に関する決議について
- 3) 発議第16号 「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書
- 4) 請願第3号 公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願書
- 5) 請願第4号 地方自治法第99条の規定により国の関係機関に「国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書」の提出を求める請願
- 6) 請願第5号 国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書に関する請願書
- 7) 請願第6号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める請願書
- 8) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について

以 下 余 白

佐野議長 おはようございます。規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(時に午前10時1分)

佐野議長 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。初めに、議員派遣についてお手元にお配りしておりますとおり、派遣にかかる報告がございました。また、急を要したため、議長において派遣をいたしましたので、併せて御報告いたします。

佐野議長 次に監査委員から毎月実施した例月出納検査及び平成26年度定例監査の結果報告について、議長あてに報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

佐野議長 それでは、日程に入ります。日程第1、上程全議案に対する総体質問を許可いたします。質問のある方は、御発議をお願いいたします。

佐野議長 質問はありませんか。

佐野議長 西川良夫君。

西川議員 下水道事業の1か月延期の件ですけど、南側の北島組の工事が施工ミスによって1か月遅れるということで、その下水道工事は一つの事業に二つの会社関わっていて、その向こう側の東側のほうに向かってのほうも同じように遅れるんですけど、それはどういうふうに処理するんですか。

佐野議長 はい(奥田下水道課長)。

奥田下水道課長 すみません、議員さん。最後のほうちょっと聞こえにくかったんですけど、もう1回言っていただけますか。

〔小堀議員、「こっちが遅れるから南も遅れるん
違いますかということ。」との声あり〕

奥田下水道課長 分かりました。

西川議員 南のほうがあね、1か月遅れるんで、それで南のほうの延長だけに今議決をしとるわな。議案になってるんですけど。東側のほうです、佐々木建設のほうが接続できないわけでしょ、1か月遅れたら、それはどういうふうに処理するのか。

佐野議長 奥田下水道課長。

奥田下水道課長 西川議員さんの御質問でございますけれども、北島組のほうは今手直し工事をやっておって、ちょうど大丸家具さんのところで、ちょうど結び目となります。しかしながら、工期を調整しながらやっていますので、工程的に佐々木建設のほうが遅れることはございませんので、御説明しときます。よろしいですか。

〔小堀議員、「工期1か月延ばしとるでえ……。」〕

佐野議長 西川良夫君。

西川議員 今の答弁ですと調整しながら合わすということですか、遅れたところ、遅れた分。

佐野議長 はい（奥田下水道課長）。

奥田下水道課長 最初から佐々木組さんのほうは、3月13日の工期をとっておりますので、そういうことになってます。繰越事業で北島組のほうは繰越事業でありましたので、初めから2月20日の工期をさせていただきました。佐々木建設さんのほうは当年度の事業でございますので、最初から3月13日の工期をとっておりますので、佐々木建設のほうは、工期の変更なしに従来どおりの進捗状況となっております。

〔小堀議員、「後は合うようになつとる。」との声あり〕

西川議員 合うようになつとんやね、分かりました。

佐野議長 よろしいですか。

〔西川議員「はい。」との声あり〕

佐野議長 これをもって、総体質問を終結いたします。

佐野議長 お諮りいたします。ただいま上程されております、第54号議案から第62号議案までの9議案については、十分審議をつくされたことと思いますので、討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって第54号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算について、第55号議案・平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について、第56号議案・平成26年度藍

住町特別会計（介護保険事業）補正予算について、第57号議案・藍住町国民健康保険条例の一部改正について、第58号議案・藍住町災害対策本部条例の一部改正について、第59号議案・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、第60号議案・教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、第61号議案・塵芥収集車の購入契約の締結について、第62号議案・公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事請負契約の変更請負契約の締結についての9議案については、原案のとおり可決いたしました。

佐野議長 日程第3、発議第14号・藍住町議会だより編集委員会委員の選任を行います。お諮りします。藍住町議会だより編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、藍住町議会だより編集委員会委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

佐野議長 日程第4、発議第15号・（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

佐野議長 （仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業につきましては、藍住町にとって最も大きな事業であり、議会といたしましても本事業について認識を深め、事業の推進に前向きに取り組む必要があります。

つきましては、西川良夫君ほか4人から提出されました、発議第15号・（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会の設置に関する決議のとおり議決したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、西川良夫君ほか4人から提出の発議第15号・（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

佐野議長 議事の都合により小休いたします。

（時に午前10時10分）

佐野議長

小休前に遡り会議を再開いたします。

(時に午前10時17分)

佐野議長

(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の選任を行います。お諮りします。(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の選任については、委員会条例第7号第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長

異議なしと認めます。よって、(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。なお、小休中に委員で互選した結果、委員長には、森志郎君、副委員長には江西博文君が選任されておりますので御報告いたしておきます。また、藍住町議会だより編集委員会の副委員長には、奥村清明君が選任されておりますので、併せて御報告いたします。

佐野議長

日程第5、請願の上程について。本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

佐野議長

請願第3号・公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願書、請願第4号・地方自治法第99条の規定により国の関係機関に「国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書」の提出を求める請願、請願第5号・国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書に関する請願書、請願第6号・「手話言語法(仮称)」の制定を求める請願書を上程し、議題といたします。

佐野議長

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

佐野議長

柿内議会事務局長。

柿内議会事務局長

(請願文書表を朗読する)

佐野議長

請願第3号の紹介議員であります東條義和議員から、請願の説明を求めます。

佐野議長

東條義和君。

東條議員

議長から請願に対する説明を求められましたので、趣旨と理由について説明をさせていただきます。公共施設等へのLPガス設備

の導入に関する請願書。平成26年11月19日。藍住町議会議長、佐野慶一殿。請願者、住所・板野郡藍住町奥野字原158-1。一般社団法人、徳島県エルピーガス協会、板野地区会、地区長・石川速。紹介議員、東條義和、奥村晴明。請願趣旨、切迫する南海地震など大規模災害への備えの一環として、避難場所等に指定されることが多い学校、公民館、病院などをはじめ、災害対策の拠点となる町庁舎なども含めた公共施設等に対して、災害に強いLPガス設備を率先して導入するよう、町当局に対して強く求めるものです。請願理由、LPガスは国民生活に密着したエネルギーとして、全国で約2,500万世帯の消費者に供給しており、本県においても約22万世帯の方々に御利用いただいております。そして、大地震等の災害時には、いわゆる「軒下在庫」という特性もあって迅速な災害復旧が可能であることに加え、避難所等に対しても「持ち運び可能」な熱源として、東日本大震災など過去の大規模災害発生時においても、LPガスが「災害に強いエネルギー」であることが実証されております。このため、本年4月閣議決定された「エネルギー基本計画」の中でも、LPガスは、災害時におけるエネルギー供給の「最後のとりで」として、備蓄の着実な推進とともに供給体制の強靱化を進める必要があると明記されました。

つきましては、藍住町におかれましては、公共施設に対してLPガス機器等の設備を率先して導入されるよう請願いたします。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

佐野議長 次には、請願第4号・5号の紹介議員であります林茂議員から、請願の説明を求めます。

佐野議長 林茂君。

林議員 議長から提案の説明を求められましたので、説明をいたします。平成26年10月10日。地方自治法第99条の規定により国の関係機関に「国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書」の提出を求める請願。藍住町議会議長、佐野慶一殿。紹介議員、林茂。請願者、徳島県社会保障推進協議会、会長・井上尚。徳島市北前川町4丁目11-2、徳島健康サポート2F民医連内。請願事項1、国庫負担を従前の負担割合に計画的に復元すること。2、国保の運営責任の広域化（都道府県単位での統合）は行わないこと。請願理由、国民健康保険は、低所得世帯の保険であり被保険者の相互扶助では成り

立たない医療保険であり、また、被用者保険の事業者負担分に当たるものがないため、社会保障制度として（国保法第1条）国庫負担によって支えられています。加入世帯の高齢化、貧困化の中で、国庫負担率の増額が必要であるのに、1984年までは、かかった医療費の45パーセントが国庫負担だったものが、保険給付費の50パーセント（かかった医療費の38.5パーセント）に引き下げられました。それ以後も引き下げられ現在では24パーセントにまで下がっています。多くの低所得者が加入する国民健康保険を安定的かつ持続的な運営を図るためには国の財政支援が不可欠です。他の医療保険と比べると、所得は少ないのに高い国保料（税）がかかっています。したがって、国民健康保険財政の国庫負担割合を計画的に還元して、高すぎる国保料（税）誰でも払うことのできる水準に引き下げていくことが求められています。また、厚生労働省は、来年度の通常国会に市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位の広域化する法改正を行おうとしています。広域化は住民の声が届かない組織運営になり、国保料（税）の値上げと給付抑制の押しつけが強まることが懸念されます。保健予防活動などは住民と身近な市町村の取組から生まれてきたものです。広域化は住民の命と健康を守る社会保障としての国保を破壊する道です。誰もが安心して医療が受けられる真に社会保障として国民健康保険制度を存続、発展させていくために以上の請願事項を強く求めます。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは続けて次の提案をさせていただきます。藍住町議会議長、佐野慶一殿。平成26年11月21日。徳島県社会保障推進協議会、会長・井上尚。徳島市北前川町4丁目11-2、徳島健康サポート2F民医連内。紹介議員、林茂。国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書に関する請願書。貴職におかれましては、県民の健康増進のために日夜、御尽力をされていることに敬意を表します。全国でもいち早く子どもはぐくみ医療費助成制度を小学校修了としていただいたことに感謝申し上げます。さて、我が国の合計特殊出生率は、2006年から若干回復して2013年には1.43となりましたが、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難です。また、出生数、出生率そのものは減少しており、2001年（人口1000対全国9.3、徳島県8.6）から2013年（人口1000対全国8.2、徳島県7.4）に落ちています。さらに、2013年4月1

日現在の子供の数（15歳未満の推計人口）は32年連続の減少で、総人口に占める子供の割合は39年連続の低下となる12.9パーセントで世界最低水準値です。少子化の進行は、子供自身の健全な成長への影響のみならず、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少など社会経済や社会保障の在り方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。少子化の一因に、働く女性が増えているにもかかわらず、働きながら安心して子供を生み育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあります。例えば、乳幼児をもつ若い夫婦にとって、家庭の医療費負担は大きなものとなっています。病気の早期発見、早期治療のためにも、子供の心身の健全な発達を促すためにも、「いつでも、どこでも、医療費の心配なく安心して」医療を受けられるよう願ってやみません。徳島県内の助成制度は、全国でも先進的に小学校修了までを対象とされています。子供たちの健やかな成長を願い、若い家庭の子育てを励ますために、下記の項目について改善、充実を図られますよう要望いたします。1、国に対し、国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を提出してください。1、国に対し、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を提出してください。以上です。何とぞよろしくお願いいたします。

佐野議長 次に、請願第6号の紹介議員であります西川良夫議員から、請願の説明を求めます。

佐野議長 西川良夫君。

西川議員 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願書。2014年11月21日。藍住町議会議長、佐野慶一殿。請願者、住所・徳島市南矢三町2丁目1-59。聴覚障害者制度改革推進徳島本部、本部長・平光江、紹介議員、西川良夫。請願趣旨、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供やろう者が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を国に働きかけること。また、そのための意見書を採択し関係機関に送付すること。請願理由、手話とは、音声ではなく手指や顔の表情、体の動きを使う独自の語彙や、音声言語の日本語とは異なる言語体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大

佐野議長 ほかにも討論はございませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 これをもって、討論を終わります。

佐野議長 これより採決を行います。請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

佐野議長 起立多数であります。よって、請願第3号については、採択することに決定しました。採択されましたので、速やかに町へ要望書を提出しておきます。

佐野議長 次に、請願第4号・地方自治法第99条の規定により国の関係機関に「国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書」の提出を求める請願に対する討論を行います。まず、本請願に反対の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 ほかにも討論はありませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 これをもって、討論を終わります。

佐野議長 これより採決を行います。請願第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

佐野議長 起立少数であります。よって、請願第4号については不採択とすることに決定しました。

佐野議長 次に、請願第5号・国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整廃止を求める意見書に関する請願書に対する討論を行います。まず本請願に反対の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 これをもって、討論を終わります。

佐野議長 これより採決を行います。請願第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

佐野議長 起立少数であります。よって、請願第5号については不採択とすることに決定しました。

佐野議長 次に、請願第6号・「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願書に対する討論を行います。まず本請願に反対の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

[発言する者なし]

佐野議長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 これをもって、討論を終わります。

佐野議長 これより採決を行います。請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

佐野議長 起立多数であります。よって、請願第6号については採択することに決定しました。

佐野議長 議事の都合により小休いたします。

(時に午10時42分)

佐野議長 小休前に遡り会議を再開いたします。

(時に午10時57分)

佐野議長 お諮りいたします。小休中に西川良夫君から請願第6号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題と

いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、発議第16号・「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

佐野議長 追加日程第1、議案の上程について。発議第16号・「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書についてを上程し、議題といたします。事務局長に議案を朗読いたさせます。

佐野議長 柿内議会事務局長。

柿内議会事務局長 （議案を朗読する）

佐野議長 提出者であります西川良夫君より、発議第16号について、提案理由の説明を求めます。

佐野議長 西川良夫君。

西川議員 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第16号・手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書。手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。一見すると、手話は日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われることが多いが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有している。2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進めているところである。

また、2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障がい者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたこと

藍住町議会議長	佐	野	慶	一
会議録署名議員	小	川	幸	英
会議録署名議員	林			茂